

令和元年度

第3回野田市人権施策推進協議会次第

日時 令和2年2月28日(金)
午前10時から
場所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議題

- (1) 人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）（素案）
に対する意見募集の結果について
- (2) 人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）の策定
について（答申）
- (3) その他

5 閉 会

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）（素案）

2 意見の募集期間

令和2年1月8日（水曜日）から令和2年2月6日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	3件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 3件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
第3章 人権に関する意識の現状			
1	P9 アンケート設問（問5）「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」とはどういう意図で設定したのか。 当ページは削除するか、設問の意図を明確に記載すべきと考える。	ご指摘の設問については、人権に関する意識の現状把握や前回との比較検討を行うために必要なもので、平成15年度より実施しています。また、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」と同じ設問となっており、他の自治体でも調査項目にしています。 以上のことから素案の修正は行いません。	修正無し
第4章 計画の内容			
目標 （2）各人権課題に対する施策の推進			
2	5 同和問題 P84 「えせ同和行為が全国的に横行しており」とあるが、何を根拠に記載されたものか。	ご指摘の「えせ同和行為が全国的に横行しており」との記載について、関係機関に確認したところ、近年、えせ同和行為による被	修正有り

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
		害は減少していますが、依然として存在している人権課題であることから、次のとおり、素案を修正いたします。 【修正箇所】 「えせ同和行為」が全国的に横行しており ⇒ 「えせ同和行為」による被害が依然として存在しており、	
3	8 様々な人権課題など		
	P100～ 「性的少数者の人権」保護のためには教育・啓発が必要、意識を高める努力をする、啓発活動の充実を図る必要があるとあるが、真に差別解消を目指すのであれば、LGBTなど性的少数者のカップルが利用できるパートナーシップ制度の導入について、「主な取組」に盛り込んでほしい。	市では、平成30年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、LGBT等の性的少数者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への理解を深めるための啓発を推進してまいります。ご意見のパートナーシップ制度の導入については、国、県、他市の動向を注視しながら、調査研究を行い、今後の検討課題としてまいりますので、素案の修正は行いません。	修正無し

人権教育・啓発に関する野田市行動計画 (第3次改訂版)

(答申案)

令和2年2月
野田市人権施策推進協議会

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）目次

第1章	計画策定の背景	1
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国の動き	1
3	千葉県の動き	2
第2章	計画の基本理念	3
1	計画の趣旨	3
2	計画の目標	4
3	計画の期間	4
4	施策の体系	5
第3章	人権に関する意識の現状	7
第4章	計画の内容	13
目標（1）	様々な場における人権教育・啓発の施策の推進	13
1	学校	14
2	家庭	19
3	地域社会	24
4	職場	28
5	特定職業従事者 （地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者）	30
目標（2）	各人権課題に対する施策の推進	33
1	女性	34
2	子ども	47
3	高齢者	62
4	障がいのある人	72
5	同和問題	83
6	外国人	87
7	H I V感染者など	92
8	様々な人権課題など （刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、インターネットなどによる人権侵害、性的少数者の人権、大規模災害に関する人権問題、その他）	95

目標（3）人権擁護の充実	107
目標（4）計画の推進	111
1 推進体制	111
2 関係機関・団体との連携	111
3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進	112
4 計画のフォローアップ及び見直し	114

参考資料

・用語集	115
・野田市人権施策推進協議会設置条例	123
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	127

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1 国際的な人権尊重の流れ

20世紀に2度の世界大戦を経験した教訓から、国際連合（以下「国連」）は昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において、基本的人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も、この「世界人権宣言」の理念の実現のため、「人種差別撤廃条約」を始めとした人権に関する各種条約の採択や、「国際人権年」をはじめとした国際年を制定しました。

さらに、平成6（1994）年12月の国連総会で、「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、平成16（2004）年12月には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

2 国の動き

国では、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基本原理として様々な人権に関する国内法を整備するとともに、国連が決議した「人権教育のための国連10年行動計画」の趣旨に基づき、平成9（1997）年7月に国内行動計画を策定しました。

平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」）」が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明記されました。この法律を受け、国は平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23（2011）年4月には閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が本計画に加えられました。

また、平成28（2016）年度には、差別を解消するための法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」）」）、いわゆる人権三法が施行されました。

3 千葉県の動き

県では、平成 16（2004）年 2 月に「千葉県人権施策基本指針」を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造」を目指して、様々な人権施策を推進してきました。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身者などに対する人権に関する問題は依然として存在しており、特に子どもや高齢者への虐待が増加し、いじめ問題も認知件数が増加しています。

また、性的指向・性同一性障害の方への人権施策など、取組が進んでいない分野もあり、また、近年では、インターネットを通じた人権侵害や、災害時における人権への配慮、雇用をめぐる貧困問題といった新たな人権課題も発生しています。

さらに、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18（2006）年 6 月施行）」、「いじめ防止対策推進法（平成 25（2013）年 9 月施行）」など、新たに制定や改正された法令等と基本指針との整合性を図る必要もあります。

このような人権をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、平成 27（2015）年 2 月に「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念とする「千葉県人権施策基本指針」を改定しました。

第2章 計画の基本理念

第2章 計画の基本理念

1 計画の趣旨

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づく権利で、社会において幸せな生活を営むために欠かすことができない権利です。

市では、「野田市民憲章」、「平和祈念碑」、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和都市宣言」等の取組を節目とし、これらに示された理念や野田市総合計画等に基づき人権課題の解決を図るための諸施策を展開してきました。しかしながら、近年において、「LGBTなどの性的少数者の人権問題」や「インターネットを利用した人権問題」など新しい人権課題も現れてきました。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」の計画期間が令和元(2019)年度で満了となることから、令和2(2020)年度からの人権施策を推進するための基本指針として、現行動計画の見直しを図り、令和2(2020)年度から6(2024)年度まで5年間の次期計画を策定するものです。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した計画とするとともに、あわせて、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待の防止等、あらゆる人権侵害の解消を目指した計画を策定するものです。

なお、国における基本法律である「人権教育・啓発推進法」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正はありませんでしたが、平成28(2016)年度に差別を解消するための法律（「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されましたので、計画の目標（2）「各人権課題に対する施策の推進」については、この三法を踏まえた見直しを行います。

本行動計画の基本理念については、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」とし、人権が市民相互の間において尊重される地域社会を目指します。

2 計画の目標

本行動計画の基本理念を実現するため、次の四つの目標を掲げます。

- （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進
「学校」「家庭」「地域社会」「職場」「特定職業従事者」に対する
人権教育・啓発の推進
- （2）各人権課題に対する施策の推進
「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」
「外国人」「H I V感染者など」「様々な人権課題」に対する施策
の推進
- （3）人権擁護の充実
「相談窓口の充実」として、人権擁護機関と連携した人権救済制
度の周知及び人権侵害への対応
- （4）計画の推進
「推進体制」「関係機関・団体との連携」「人権施策の周知及び人
権教育・啓発の推進」「計画のフォローアップ及び見直し」

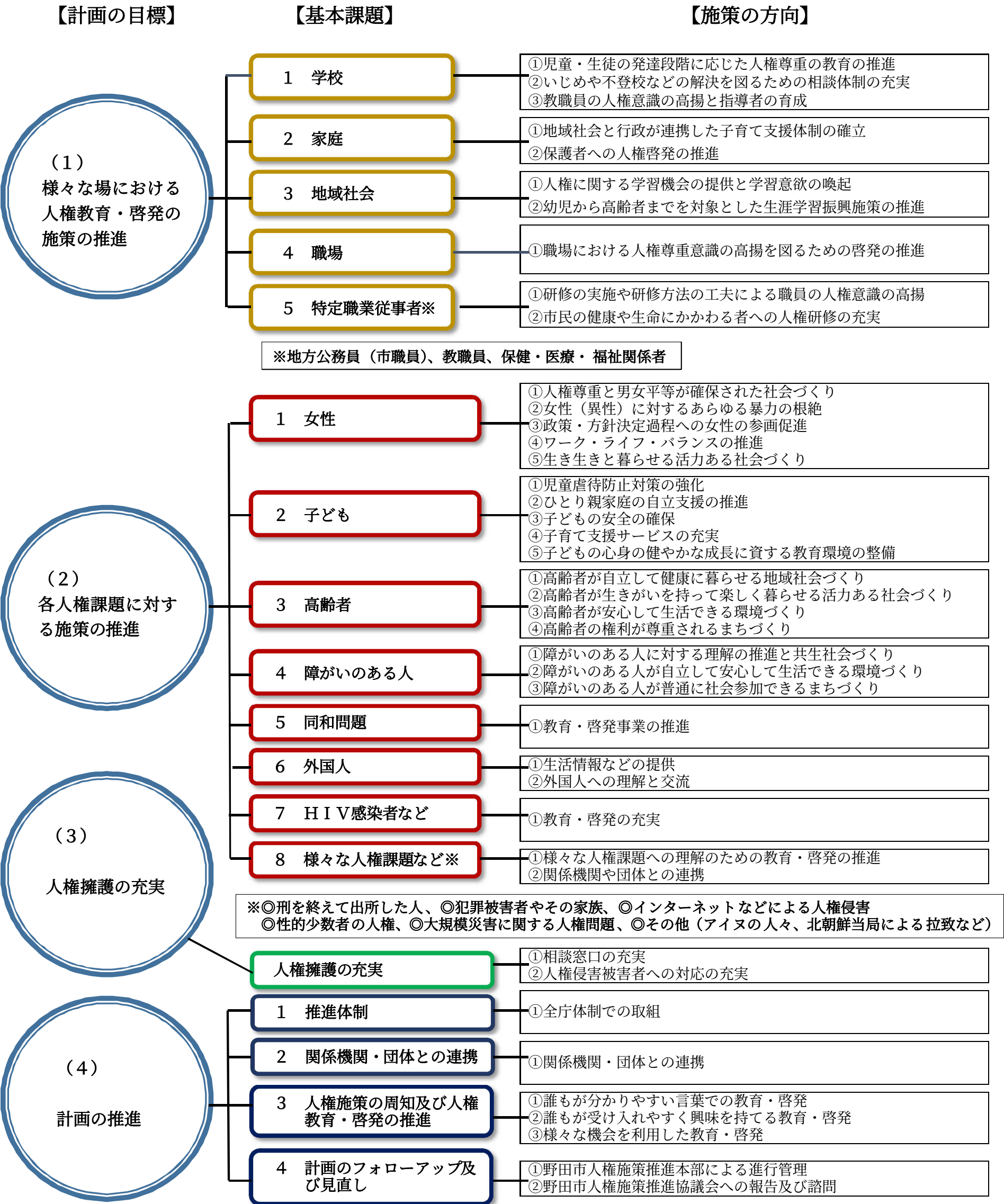
3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、この間においても、社会情勢や法改正に合わせて適宜見直す
こととします。

4 施策の体系

総合計画の基本目標	市民がふれあい協働する都市
総合計画の基本方針	人権尊重・男女共同参画社会の推進
行動計画の基本理念	市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会



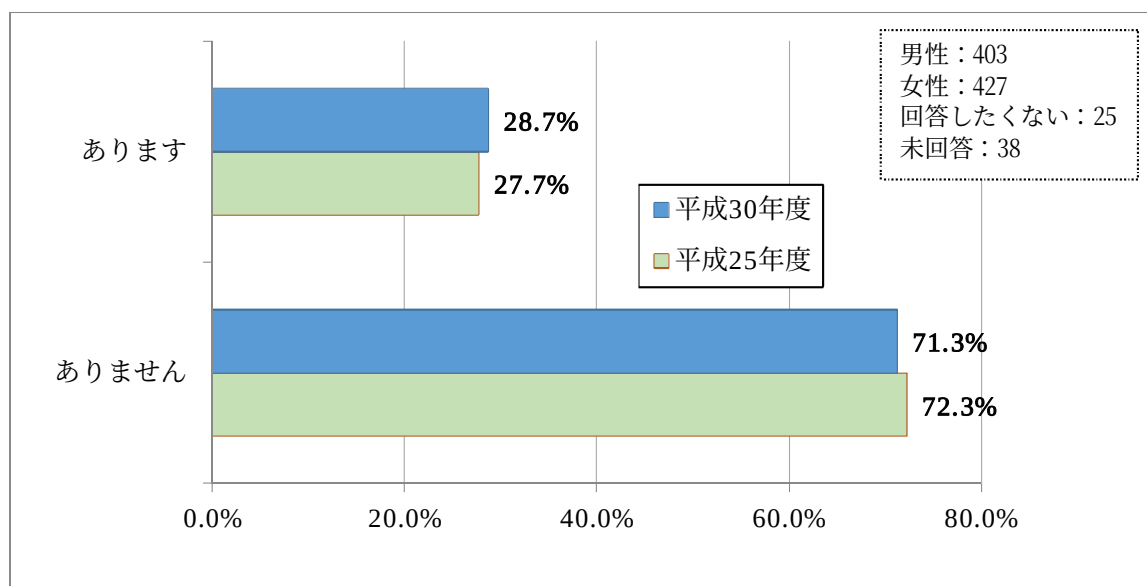
第3章 人権に関する意識の現状

第3章 人権に関する意識の現状

国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や施策の推進が図られてきましたが、依然として、様々な人権問題が存在しています。

平成30（2018）年に実施した「人権に関する市民意識調査（以下「人権意識調査」）」（市内在住の満18歳以上の方 2,000人を対象。回収率45.15%）によると、「あなたは、今までに、御自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか」との問いに対して「ある」と回答した人が28.7%となっており、前回よりも1.0%上昇しています。

（問3）あなたは、今までに、御自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか。

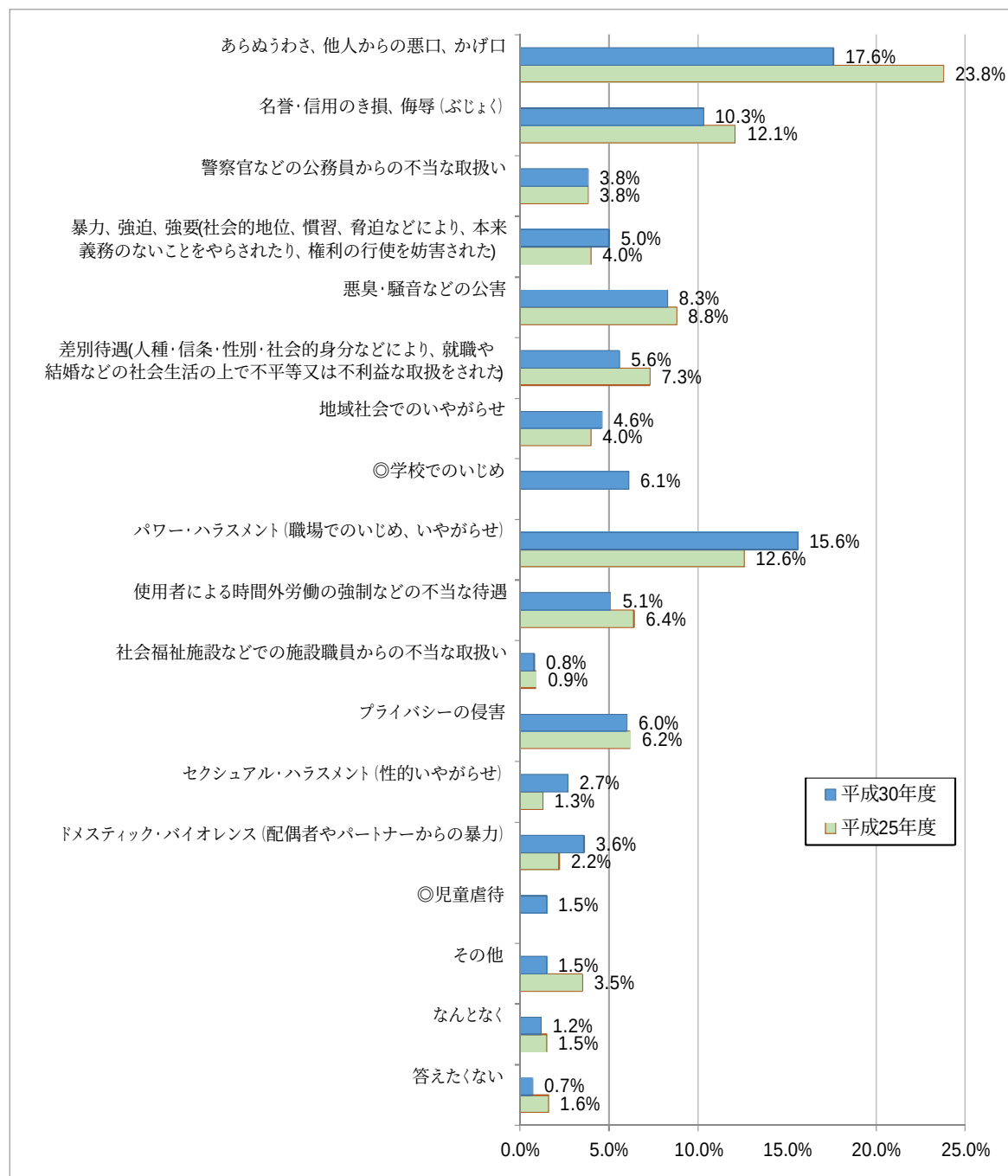


資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

次に、「人権が侵害されたと思ったのはどのような場合ですか」との問いに対しては、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が17.6%、次いで「パワー・ハラスメント」（職場でのいじめ、いやがらせ）が15.6%、「名誉・信用のき損、侮辱」は10.3%となっています。

（問4）人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。（複数回答）

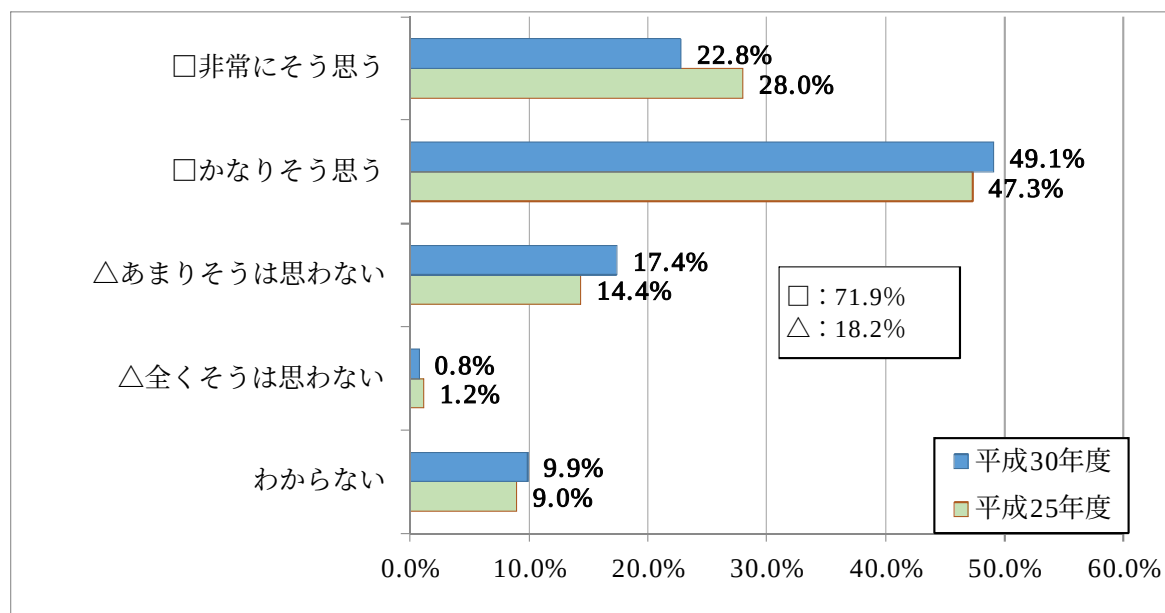
◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

さらに、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたはどう思いますか。」との問いに対して、「非常にそう思う」、「かなりそう思う」と回答した方を合わせると 71.9%となっています。

（問5）「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたは、どう思いますか。

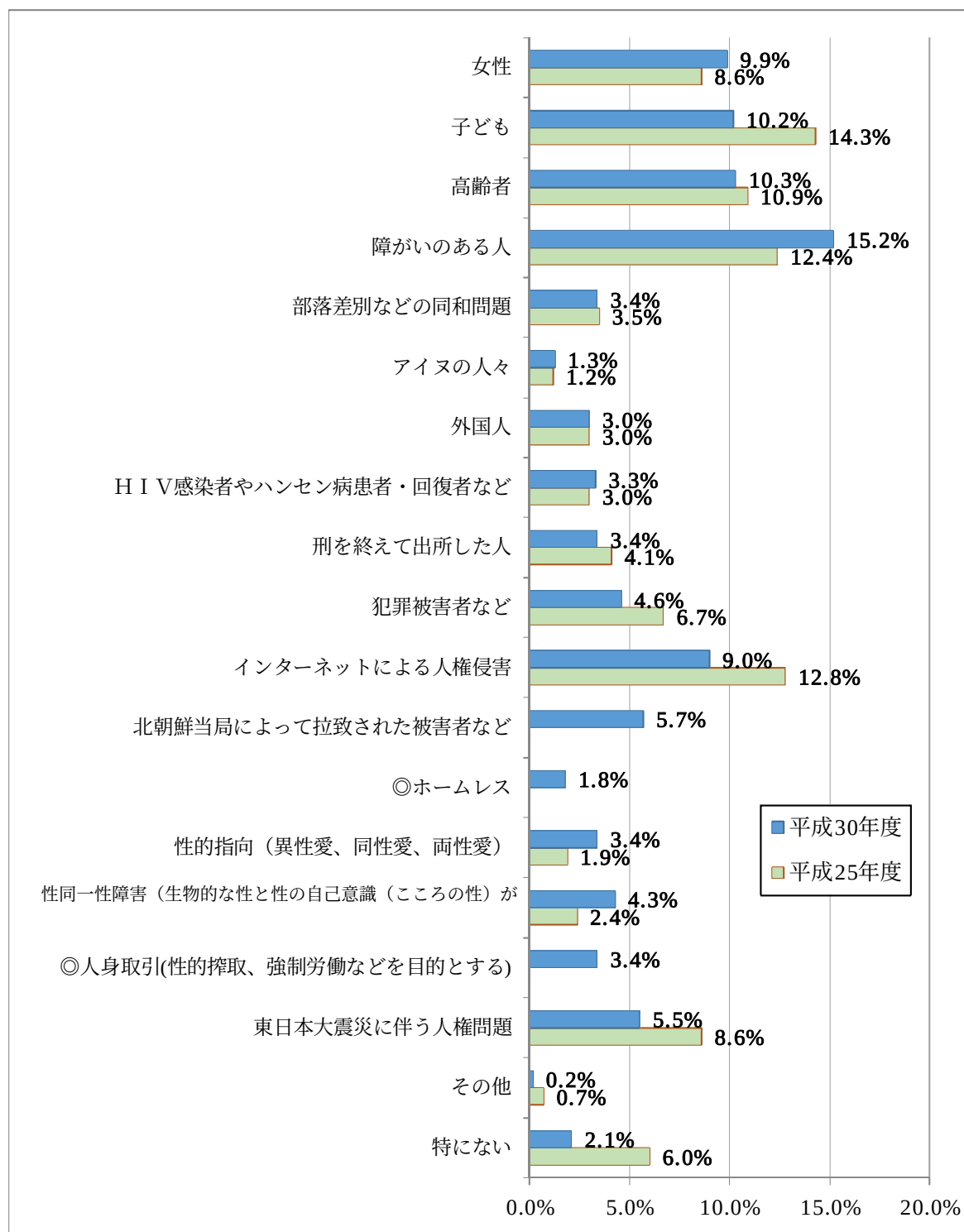


資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

次に、「関心がある人権問題」の問いについては、「障がいのある人」（15.2%）、次いで「高齢者」（10.3%）、「子ども」（10.2%）、「女性」（9.9%）の順となっています。

（問8）あなたの関心がある人権問題はどれですか。（複数回答）

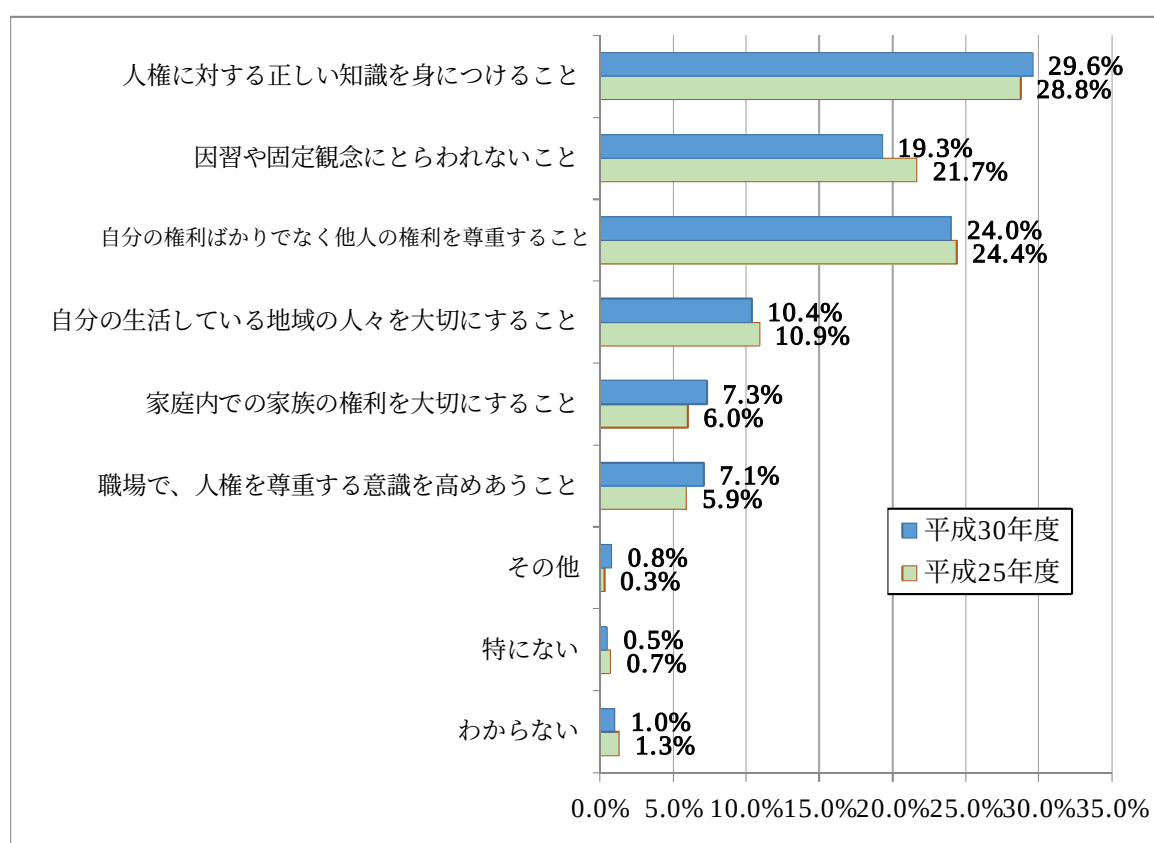
◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

また、「市民一人一人が、人権を尊重し合うために、心掛けたり行動すべきことはどのようなことか」の問いに、「人権に対する正しい知識を身につけること」が29.6%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること」が24.0%、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が19.3%の順になっており、人権教育・啓発の取組が必要だと考えている方が大変多いことが分かりました。

（問 38）あなたは、市民一人一人が、人権を尊重し合うために、心掛けたり行動すべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

以上のことから、人権に関する市民意識の現状を分析した結果、「障がいのある人」、「高齢者」、「子ども」、「女性」の人権問題について正しい知識を身に付けるとともに、自分の人権のみならず他人の権利についても相互に尊重し合う、人権教育・啓発に関する施策の必要性がますます高まっている状況にあると言えることから、市では、これらの調査結果を踏まえ、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」の実現を目指して、本計画に位置付けられた施策を積極的に推進します。

第4章 計画の内容

目標（１）様々な場における人権教育・
啓発の施策の推進

第4章 計画の内容

目標 （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

教育は、個人個人の才能を開花させ、一人の人間として自立させるとともに、家族や社会の一員として他の人を尊重し、誇りと責任を持って生きていくことを学ぶものです。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重の本質が正しく身に付くよう、様々な取組を行うことが求められています。

啓発活動についても、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権を尊重することの重要性を認識させるとともに、その意識を日常生活の中での態度・行動において根付かせるために欠かせないものです。

平成12（2000）年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」としています。

市では、同法の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を様々な場において推進しています。

1 学校

施策の方向	①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進
	②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実
	③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

施策の方向 ①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進

学校は、幼児・児童・生徒がそれぞれの人格を持った一人の人間として尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのためには、子どもが自分を含めた全ての人々の人権について、理解を深められるように、教育活動全体をとおして人権尊重の教育を推進することが大切です。

そこで、野田市学校教育指導の指針を基に、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるための保護者への人権教育を推進します。

ア. 「心の教育」の充実

（担当課：指導課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

市では、学校教育指導目標で「幼稚園・学校と地域が一体となり、幼保こ小連携や小中連携教育を基盤とした特色ある幼稚園・学校づくりの推進」を掲げ、これからの時代に必要となる資質・能力を育成し、生涯にわたる学習の基礎づくりとしての学校教育を基本方針としています。

また、野田市学校教育指導の指針において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるため、保護者への人権教育の推進を明記しています。

人権教育について、中学校の職場体験学習の一環として、公立保育所では中学生の保育体験受入れを行っており、様々な年齢層の触れ合い、語り合いの場を設けています。

また、学校教育においても、社会福祉施設への訪問やボランティア活動などとおして高齢者や障がいのある人との交流、異なる学年の児童・生徒と一緒に活動する時間を取り入れた学習、人権擁護委員と連携して行う「中学

生人権講演会」など、人権教育の視点からの取組を展開しています。

取組の方針

豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、生命の尊重など、道徳性を育成する「心の教育」の充実を図るとともに、児童・生徒自らが人権を意識し、行動していく気運を醸成するための人権教育を推進していきます。

また、特色ある学校の創造、地域とともに幼児・児童・生徒を育む学校作りについて積極的に取り組むため、地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動を推進していきます。

主な取組

- ・ 小学校1年生と地域の高齢者が伝承遊び等とおしたふれあい活動の実施
- ・ 地元自治会やいきいきクラブ（老人クラブ）と協力した、公立保育所園庭での保育所行事や伝承遊び等による高齢者とのふれあい活動
- ・ 人権問題に対する正しい知識を養うため、「学校人権教育研究校」の指定による研究実践結果の活用
- ・ 児童・生徒の人権意識を高め、作品を通して市民の人権意識を啓発するための「野田市子ども人権作品展」の実施や「全国中学生人権作文コンテスト」への参加

施策の方向 ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実

「人権意識調査」の結果では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「仲間外れや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること（ネットいじめも含む）」とした回答が29.4%で、「子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「子どものための相談・支援体制を充実する」が20.8%、「子どもに自分も人も大切であることを教える」が17.6%、「親などへの教育、相談・支援体制を充実する」が16.4%となっており、いじめが重大な人権問題であること、また、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されています。

（参照：P48（問15）のグラフ）

ア. いじめ対策（担当課：指導課）

現状・課題

平成26（2014）年度より、「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき、4月をいじめ防止強化月間として、いじめ防止の啓発に努めています。

毎年2回（6月と11月）実施しているいじめ実態アンケート調査によると、近年いじめの認知件数は横ばい傾向にあり、いじめを根絶することは難しい状況となっています。いじめの未然防止とともに、早期発見、早期対応に向け、取り組んでいます。

各学校においては、平成26（2014）年4月に「いじめ防止対策委員会」を設置して、学校全体での指導体制を確立し、また、学校いじめ防止基本方針を策定し、形骸化しないよう、随時見直し、各学校のホームページ等で公開しています。

今後もしじめを含めた人権問題について積極的な取組を進めていく必要があります。

また、より良い人間関係作りに向けて、不登校児童生徒の保護者への働き掛けや地域への啓発を進めるとともに、スクールカウンセラーとの連携により相談体制を構築するなど、児童・生徒の支援に努めています。

取組の方針

いじめは重大な人権問題であるという意識を持ち、いじめはどこの学校にも誰にでも起こりうるという認識の下、いじめの防止と早期発見・早期解消に努めていきます。

主な取組

- ・ 教育相談の充実
- ・ いじめの早期発見・早期解消を図り、いじめの実態を把握するためのアンケート調査の実施
- ・ いじめ実態アンケート調査の追跡調査の実施及び、いじめが解決に至っていない全ての学校に対する指導主事の訪問、聞き取り調査及び解決へのアドバイスの提供
- ・ 重篤ないじめがあった場合の、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングや、市雇用の相談員による相談
- ・ 市雇用のスクールサポーター、スクールサポートカウンセラーの派遣と、

いじめ解決に向けての支援

- ・ いじめを含めた人権問題について、人権講演会や情報モラル教育の実施による啓発
- ・ 不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発及びスクールカウンセラーとの連携による相談体制の構築
- ・ 全小中学校における、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 中学1年生を対象とした「SNSを活用した相談」(Stop it)の実施

イ. キャリア教育の推進

（担当課：指導課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

不安定就労やニートなどの社会問題が取り上げられています。

取組の方針

主体的に進路を選択するなど、自立心の向上を促すとともに、自己の適性について早い時期に習得できるようキャリア教育を進めていきます。

主な取組

- ・ 各小中学校における、地域や事業所の協力による職場体験学習などを通じた、職業意識の醸成
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育の実践、男女平等教育啓発冊子「自分らしく」を活用した小中9年間を見通したキャリア教育の推進

施策の方向 ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

「人権意識調査」では、「子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「教師が子どもに体罰を加えること」が6.1%で前回と比べ、3.1ポイント下降していることから、教職員の人権意識が着実に高まっていると考えられます。

（参照：P48（問15）のグラフ）

ア. 人権啓発活動の推進（担当課：指導課）

現状・課題

人権教育の指導者を養成するための「学校人権教育指導者養成講座」では、人権課題に関する講演会を実施しています。また、自校での伝達講習を講座の1つに課すことで、指導者として学校人権教育の啓発を実践しています。

「人権意識調査」の結果、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されていることから、児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進する必要があります。

取組の方針

児童・生徒の人権意識を高めるとともに、学校人権教育の指導者を養成するための施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「学校人権教育指導者養成講座」による学校人権教育の指導者の養成
- ・ 教職員の人権意識の高揚を図るための校内研修会の実施
- ・ 教職員に対する県や外部研修への参加の推奨（L G B T等含む）

2 家庭

施策の方向	①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立
	②保護者への人権啓発の推進

施策の方向 ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立

社会の基本を身に付ける教育の原点は家庭です。

家庭は乳幼児の時期から豊かな人間としての情緒を育む大切な教育の場です。個人の人権を尊重し、命の尊さや基本的な社会性を認識させるようにしなければなりません。

子どもの健全な成長には、家庭教育が最も重要であり、各家庭において責任を持って行われるべきであります。核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭での教育力・育児力の低下が顕著になっています。

その結果、児童虐待により子どもの生命、健康が危険にさらされる事件が後を絶ちません。

ア. 子どもの人格形成やしつけに関する支援

（担当課：子ども家庭総合支援課、保育課）

現状・課題

人権意識豊かな個人として成長するためには、乳幼児期の情緒の発達や心を育てる教育が重要であり、市としても、国、県の取組と連動し、必要な情報提供による支援に努めています。

また、家庭児童相談員により、家庭における児童養育の相談指導を充実し、家庭児童の福祉の向上を図り、児童相談所、保健所、学校、警察署及び児童委員等関係機関との連携を密にし、支援しています。

保育所においては、保育所保育指針に基づき、人間形成の基礎を養う重要な乳幼児期に家庭や地域の人との関わりの中で、人権を大切にする心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目指しています。

取組の方針

子ども及びその家庭を援助できるよう、施策を実施していきます。

主な取組

- ・ 家庭から子育ての不安や悩み等の相談に家庭児童相談員が解消に向け助言指導
- ・ 保育所における園庭開放や一日体験保育等を通じ、子育て相談や情報交換を行うとともに、保護者への人権啓発に関する機会の提供
- ・ 地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動の推進

イ. 野田市要保護児童対策地域協議会の体制強化 （担当課：子ども家庭総合支援課）

現状・課題

野田市要保護児童対策地域協議会については、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造となっておりますが、中でも実務の中心的役割を担う実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担を明確にすることにより、関係機関の連携による支援体制の強化を図るとともに、個別支援会議の必要性を議論する場に変えました。

個別支援会議は、関係機関のうち、当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされており、関係機関相互の連携、協力体制の強化を図っております。

関係機関相互の連携、協力に際しては、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していく必要があります。

取組の方針

虐待防止及び早期発見のため、野田市要保護児童対策地域協議会による地域・関係機関・行政の連携の更なる強化を図ります。

主な取組

- ・ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理
- ・ 連携強化、情報共有を図るための、児童虐待管理システムの導入（柏児童相談所を含む。）
- ・ 学校教育部指導課内に設置した子ども家庭総合支援課分室による巡回
- ・ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・ 野田市児童虐待防止対応マニュアルの改訂

施策の方向 ②保護者への人権啓発の推進

ア. 母子保健施策の充実（担当課：保健センター）

現状・課題

妊娠届出や母子健康手帳交付は、子ども支援室にて行い、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーターが妊婦の不安軽減に努めるとともに、アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期介入、継続的支援に取り組んでいます。また、出産後は保健師・助産師などの専門職による乳児全戸訪問を実施し、母子に関わる問題の早期発見、早期支援を実施しています。

乳児全戸訪問は、保護者からの出生連絡票の提出に基づき把握を行い早期に訪問を実施しています。しかし、連絡票未提出者や連絡が取れないケースもあります。

また、訪問の際は、産婦に対してエジンバラ産後うつ病質問票を聴取し、育児不安の早期発見や早期支援につなげています。

取組の方針

妊娠、出産、育児に関する保護者の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むため妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築を目指していきます。

主な取組

- ・ 出生連絡票提出の周知を継続し、出生連絡票の提出率の向上、訪問による早期支援
- ・ 妊娠届出時における全数面接指導
- ・ 乳児全戸訪問による早期支援

イ. 家庭教育学級講座

（担当課：指導課、保育課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

保護者自身が人権意識を持ち、日常生活を通じて身をもって子どもに模範を示すことができるよう、保護者に対する人権啓発も必要です。

このため、各学校の「学校人権教育全体計画」に保護者への啓発を位置付けております。公立幼稚園では、園庭開放やひまわり相談などを通して、子育て相談や情報交換を行っております。

家庭教育学級講座については、子どもの成長過程に伴う保護者の現実的な悩みに対応できるようなテーマを設定し、公民館を会場に連続講座として、幼児期の保護者を対象としたコースと小学生の保護者を対象としたコースを開設しています。

また、就学前児の保護者を対象とした講演会と中学生の保護者を対象とした講演会を、各学校を会場に開設しており、子どもの成長に伴う発達理解と保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性について理解を深められるよう支援しています。

連続講座については、保護者のライフスタイルの変化などにより、受講生が集まりにくい状況にあることから、更なる事業充実のために、周知方法や活用方法を検討する必要があります。

取組の方針

家庭教育に関する連続講座では、保護者からなる運営委員と協力し、家庭での教育力の一層の向上に努めていきます。

また、就学前児や中学生の保護者を対象に行う学校を会場とした講演会では、講演時間の確保など各学校と連携を密に開設を図ります。

主な取組

- ・ 各学校の「学校人権教育全体計画」に基づく、保護者への人権啓発
- ・ 幼稚園や保育所に通っていない幼児を対象とした公立幼稚園や保育所の園庭開放やひまわり相談等の実施等による、保護者への人権意識の啓発
- ・ 家庭教育に関する、幼児期の保護者を対象としたコースの連続講座及び小学生の保護者を対象としたコースの連続講座を公民館で開催
- ・ 各学校と連携を密にして、就学前児や中学生の保護者を対象に行う講演会の開催

3 地域社会

施策の方向	①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起
	②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進

施策の方向 ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起

地域社会においては、生涯学習の視点に立って、各公民館などの社会教育施設を中心に、学級・講座の開催や交流活動など、人権に関する様々な学習機会が提供されています。

ア. 各種講座等の開催

（担当課：生涯学習課、公民館、人権・男女共同参画推進課、福祉会館）

現状・課題

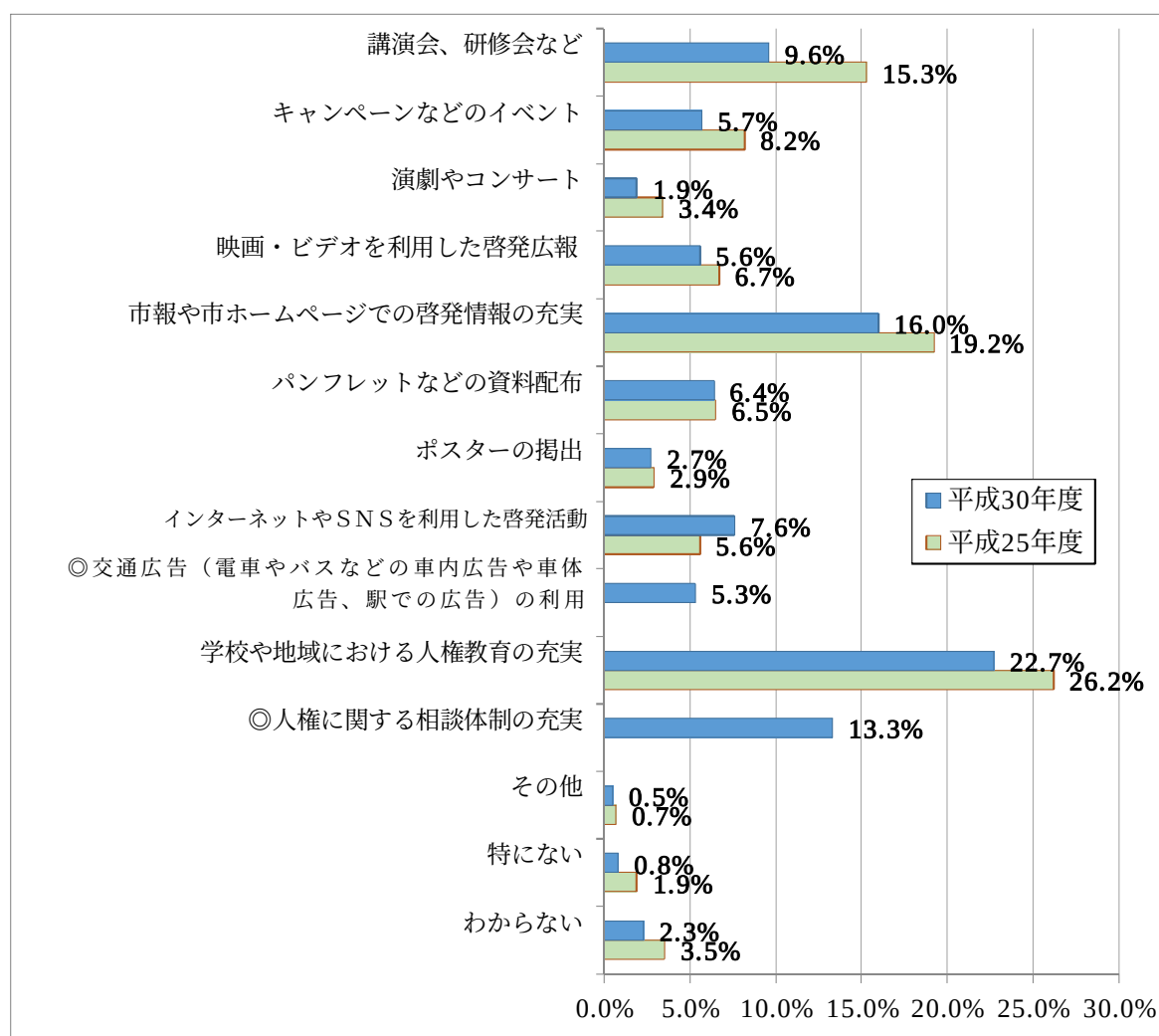
生涯学習センター及び公民館では、青少年、高齢者、女性、成人等を対象に、各種講座を開設することにより、幅広い年代層の参加者が交流を深めており、今後も人権尊重の機運を高めるため、引き続き、各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていく必要があります。

社会人権学習については、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館が連携し、同和問題に限らず人権問題全般の解消を目指して、啓発のための連続講座を開設していますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

「人権意識調査」の結果では、「市では人権についての理解を深めていただくために様々な取組を進めています、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いに対して、「学校や地域における人権教育の充実」と回答した人が22.7%と最も多く、次いで、「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が16.0%と回答していることから、より多くの市民に参加していただけるよう、内容、周知方法などの工夫・検討が必要となっています。

各種講座や人権学習会などの開講については、受講者同士の意見交換や座談会形式の導入、身近なテーマや新たな講師の起用などで、更に学習意欲を喚起していく必要があります。

（問 37）市では人権についての理解を深めていただくために様々な 取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか（複数回答・3つまで） ◎今回新たに追加した項目



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

主な取組

- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 生涯学習課と公民館が連携し、社会人権をテーマに幅広い内容や身近な

人権問題について学ぶ市民セミナーの開催

施策の方向 ②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進

地域社会においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象として生涯学習の振興のための様々な施策を実施することを通じて、人権に関する学習を推進していくことが必要です。

ア. 地域社会における生涯学習振興施策の実施 （担当課：青少年課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

子どもに関連した施策として、青少年健全育成団体等による様々な活動を推進することは、子どもたちにとって社会の一員として必要な知識・技能・態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりや心身の成長発達を促すことにもなります。

「こどもまつり」や「子ども釣り大会」などの事業については、より地域における交流を深めるため、継続するとともに事業の内容を検討する必要があります。また、オープンサタデークラブをより充実したものとする必要があります。

学校支援地域本部事業推進や、また、地域の人々の知識や技術を学校・地域に還元することを目的に、学校支援ボランティア養成講座を開設しています。今後は、学校支援地域本部と連携を取りながら人材の育成を図り、地域に技術や能力を還元できる仕組みを作る必要があります。

公民館では、各種講座を開設し幅広い年代層の参加者が交流を深めていますが、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

また、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館では多様化する市民の学習要求に応え、講座情報やグループ・サークル情報を提供し、生涯学習の推進に取り組んでいますが、より市民ニーズにあった情報を提供するため、講座等の開設情報やグループ・サークル情報の収集箇所を拡充する必要があります。

取組の方針

子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域と連携を図り、それぞ

れが魅力あふれたものとなるよう取り組んでいきます。

生涯学習センター及び各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めていきます。

主な取組

- ・ 子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域との連携の推進
- ・ 地域における交流を深めるため、「こどもまつり」や「子ども釣大会」などのイベントの開催及び更に魅力あるイベントにするための、実行委員会の立ち上げと内容の検討
- ・ オープンサタデークラブをより充実するためのアンケート調査の実施
- ・ 公民館での「家庭教育講座」、「長寿大学」、「女性学級」などの、子どもや高齢者、女性など様々な人権課題をテーマとする講座の開設
- ・ 学校図書室の環境整備を主とした「学校支援ボランティア養成講座」の開設
- ・ 生涯学習相談におけるグループ・サークル情報や学習機会情報等の充実を図るための情報収集箇所の拡充

4 職場

施策の方向	①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進
-------	-----------------------------

施策の方向 ①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進

職場における人権教育・啓発の推進は、市民の人権尊重意識を高めるために欠くことのできない活動です。

職場における人権問題であるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、当事者間はもちろん、企業内部の問題にとどまらず、社会問題として企業の脅かすことにもつながる問題であり、それらの発生を防止することは企業にとって重要な課題となっています。

ア. 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」を中心とした企業への啓発
（担当課：人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

市には、人権啓発を積極的に推進し、差別のない明るい職場を実現することを目的に、市内の企業によって「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」が組織されており、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供など、企業に対する啓発活動を積極的に行っています。

各企業には、社会的な責任として、性別等や人種、出自、年齢による差別的取扱いの禁止、障がいのある人の雇用拡大に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人を育てるために、研修会などへの積極的な参加や自主的な取組により、従業員の人権意識の醸成を図ることが求められています。

市は、企業が地域社会の構成員として、人権、福祉、環境、文化、スポーツなどの活動に積極的に関わっていけるよう、同協議会との一層の連携に努める必要があります。

取組の方針

独自の社員研修が困難な企業にとっては、合同研修の場が確保されるなど、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」の果たす役割は重要であり、今後も会員の拡大に努め、啓発事業の充実を図っていきます。

主な取組

- ・ 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」と連携した、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供などの企業に対する啓発活動の実施

5 特定職業従事者

施策の方向	①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚
	②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

施策の方向 ①研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚

ア. 地方公務員（市職員）等への啓発

（担当課：人事課、保育課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

全体の奉仕者として公共の福祉に寄与すべき公務員は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とする憲法第14条の規定を常に意識し、職務の遂行に努めなければなりません。

市では、新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修において人権問題や男女共同参画に関する研修を実施しており、人権に関する職員の意識の高揚を図っています。

取組の方針

人権問題や男女共同参画に関する研修を実施し意識の高揚に努めています。

また、時代の流れを捉え、適宜研修内容の見直しを図り、様々な手法を取り入れるなど研修方法を工夫しながら、一層の人権意識の高揚に努めていきます。

主な取組

- ・ 新規採用職員、女性職員研修、人権問題職場リーダー研修における人権問題や男女共同参画に関する研修の実施
- ・ 人権教育の推進を図るとともに児童への対応スキルの向上のため、保育所職員を対象とした一般研修及び職務内容に適した研修会等への参加促

進

- ・ 関係機関や民間団体からの要請による、研修会等へ講師として市職員の派遣

イ. 教職員への啓発（担当課：指導課）

現状・課題

学校や幼稚園において、子どもと深く関わる教職員は、授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たしています。

教職員の人権に関する研修としては、新規採用者などを対象にした研修会を実施しており、各学校においても人権教育担当教員を中心に「学校人権教育指導者養成講座」を通して学校人権教育の研修や指導を実施しています。

また、教職員の専門性の向上などを目的に組織された野田市教育研究会の特別部会の中に学校人権教育部会を設け、具体的なテーマによる研修を行うなどの活動をしています。

さらに、近年課題となっている外国籍の児童・生徒の生活習慣や食習慣への対応の仕方については、野田市教育研究会の学校人権教育部会等を通して検討し、解決に向け取り組みます。

取組の方針

教職員が授業や学校生活を基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たせるよう、研修や指導を行います。

主な取組

- ・ 教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を養い、児童・生徒に対し適切な指導ができるよう、校内研修会の継続的な実施
- ・ 野田市教育研究会学校人権教育部会と連携し「野田市子ども人権作品展」の作品製作や展示を通して児童・生徒への人権意識の啓発の実施

施策の方向 ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

ア. 保健・医療・福祉関係者への啓発

（担当課：高齢者支援課、児童家庭課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

保健・医療・福祉関係者は市民の健康と命を守ることを使命とし、あらゆる疾病の治療や予防、介護、相談事業に携わっており、人間の尊厳に深く関わるとともに、個人的な事情を知りうる立場の職業です。サービス利用者の個人としての尊厳と秘密を守ることを特に意識しなければなりません。

相手のプライバシーに配慮するなど、人権を尊重した活動ができるよう訪問調査員や介護相談員として従事する者を対象に、研修を受けることで人権に対する意識の向上を図る必要があります。

介護保険サービスが適切に利用できるように、地域支援事業の中で介護相談員派遣事業を実施しています。介護相談員は、介護サービスの質的な向上を図るため、介護老人福祉施設やグループホームなどの施設を定期的に訪問し、利用者の話を聴き、相談に応じるなどの活動を行うとともに、施設職員との意見交換会を実施しています。

介護相談員の活動において、利用者の権利擁護に十分に配慮することが求められています。

取組の方針

保健・医療・福祉関係者が、相手のプライバシーに配慮するなど人権を尊重した活動ができるよう努めます。

主な取組

- ・ 高齢者等の尊厳に特に配慮する必要があることを認識するとともに、広く基本的人権に関する諸問題について学習するため、訪問調査員や介護相談員の新任研修会などへの参加
- ・ 介護相談員の資質の向上を図るための「介護相談員現任研修」の受講

目標（２）各人権課題に対する施策の 推進

目標 （2）各人権課題に対する施策の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」によって位置付けられた重要課題である女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、H I V感染者、ハンセン病患者、また、近年では、インターネットを通じた人権侵害、性的少数者の人権、災害時における人権への配慮など、新たな人権課題を含めた様々な人権課題について、法の下での平等、個人の基本的人権の尊重の視点から積極的な取組を行います。

1 女性

施策の方向	①人権尊重と男女平等が確保された社会づくり
	②女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶
	③政策・方針決定過程への女性の参画促進
	④ワーク・ライフ・バランスの推進
	⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

女性の人権問題とは、性に基づく不平等や差別、偏見、暴力などによって女性の人権と自由の享受が妨げられているという問題です。

男女平等についての取組は、女性の地位向上を目指し、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定めたことを契機に世界的な気運が高まり、昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割という意識を変えていくこと、地域社会における慣行や習慣を見直すべきことが提言されるなど、女性の役割・権利についての認識が大きく進展してきました。

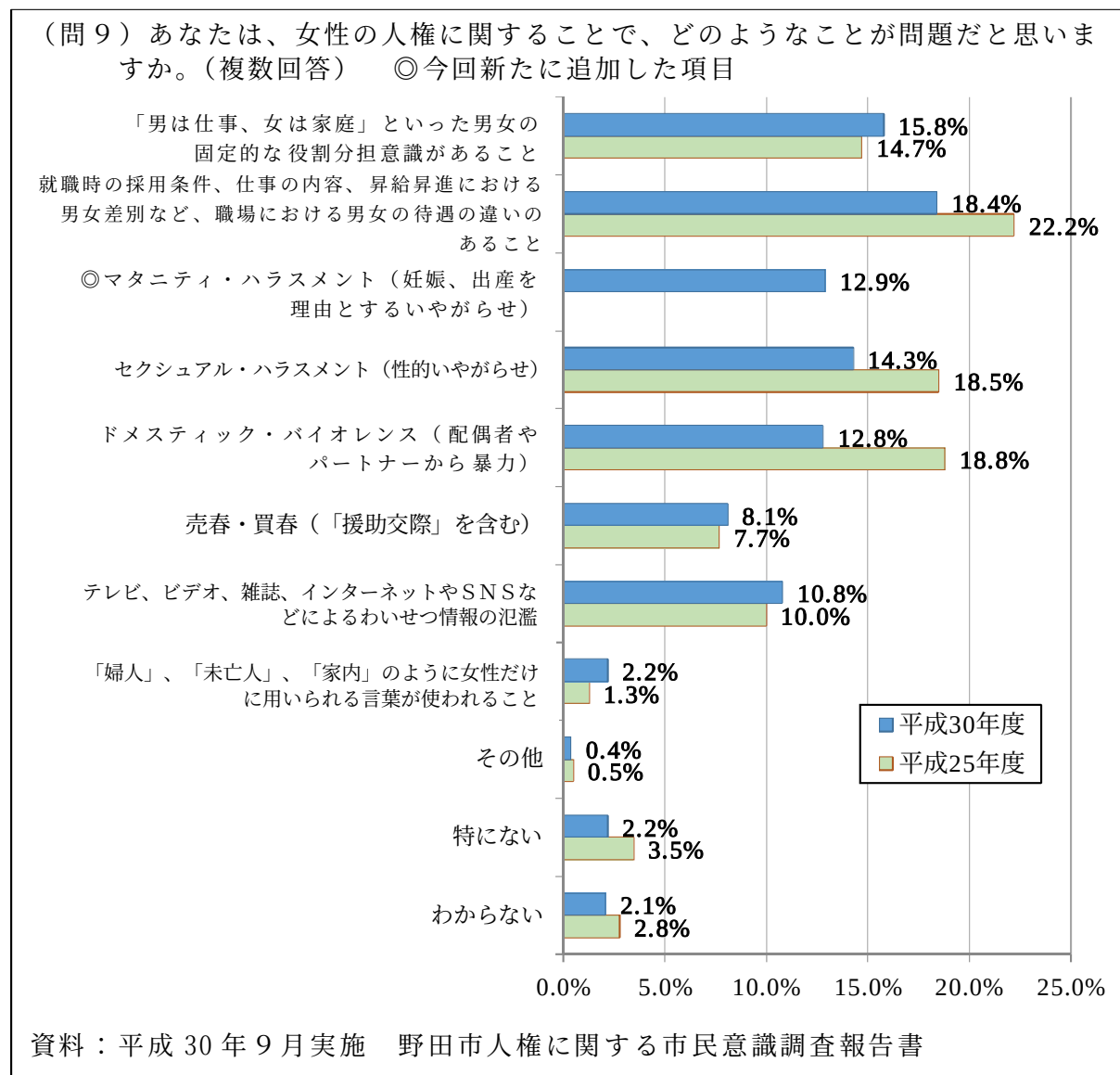
また、平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性の権利は人権である」とうたわれています。

国においては、平成11（1999）年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」）、同年に施行された「男女共同参画社会基本法」、平成13（2001）年施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）、平成27（2015）年8月に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）、令和元（2019）年5月には、「女性活躍推進法」等の一部が改正されるなど、各種法律や制度等が整備され、男女が社会のあらゆる分野で参画する機会の確保や男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

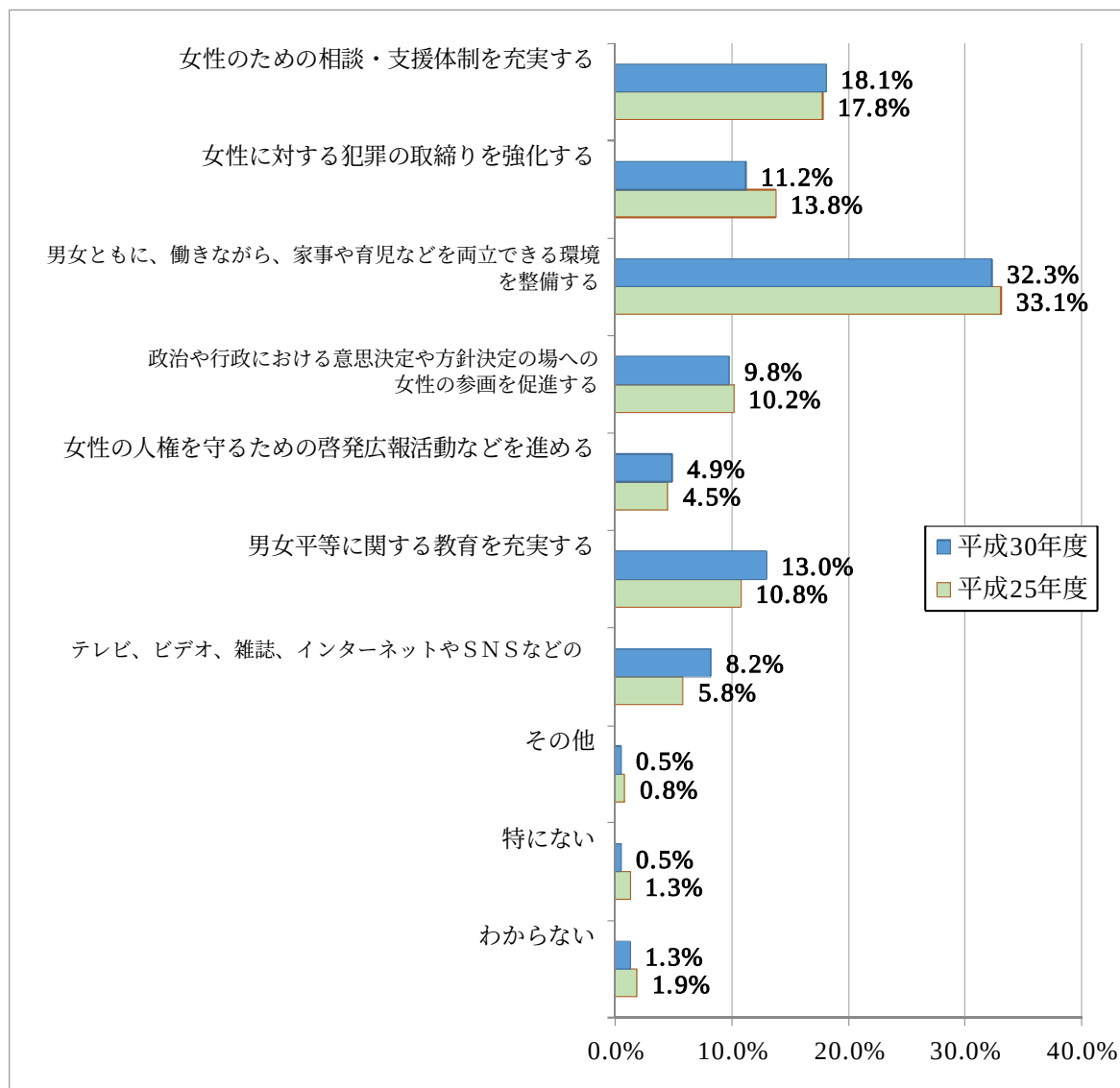
市では、平成8（1996）年に「フレッシュプランのだ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に様々な施策に取り組むこととし、その後計画期間の終了に合わせて、平成17（2005）年に「野田市男女共同参画計画」を策定し、平成21（2009）年度と平成26（2014）年度の改訂を経て、現在まで男女共同参画に関する諸施策を推進してきましたが、令和元（2019）年度の改訂で「第4次野田市男女共同参画計画」を策定し、令和2（2020）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組めます。

「人権意識調査」の結果では、「女性の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに対して、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違いがあること」との回答が18.4%で最も多く、次いで「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識があること」が15.8%、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が14.3%と高い関心が示されました。

男女共同参画の視点に立った意識改革や女性（異性）に対するあらゆる差別や暴力がなくなる人権尊重に向けた施策の充実が課題となっています。



（問14）あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

女性の様々な分野への参画、就労、仕事と家庭の調和、配偶者等からの暴力等において課題が残されています。また、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識は依然根強いものがあります。

こうした中、経済分野において、成長の担い手としての女性の活躍への期待が高まっており、仕事と生活、特に子育て、介護等との両立を進め、女性が活躍できる環境の整備が求められています。

ア. 意識啓発の充実

（担当課：人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課、指導課、人事課）

現状・課題

「野田市男女共同参画計画」に基づき、男女がそれぞれに自立し、互いの人権を尊重する社会を作るためには、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において男女共同参画を推進する教育・啓発が重要です。

男女共同参画に関する講座やセミナー等については、より市民の関心を引くテーマや講師を選定するとともに、地域資源等を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫を行い、参加者を増やすための取組が求められています。

また、急速なSNSの普及に伴い、若者の間で発生しているデートDVの低年齢化が進んでいることやモデルやアイドルのスカウトや高収入アルバイトへの応募をきっかけに性的な行為を強要されるなど、アダルトビデオ（AV）への出演強要や女子高生（JK）による接客を売りにした「JKビジネス」と呼ばれる、若年層の女性を中心に性的な被害を受ける問題が発生しており、今後、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっています。

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントが問題となっており、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組を働きかける必要があります。

取組の方針

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントについて、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組を働きかけます。

主な取組

- ・ DVやセクシュアル・ハラスメント問題などを含む女性が抱える悩みや問題に対しカウンセリングを中心とした「女性のための相談」の実施
- ・ 男性ならではの悩みや問題について、男性カウンセラーによる「男性のための電話相談」の実施

- ・ 一般向け講演会等の開催方法等の工夫及び目的別に沿って対象を絞った講演会や出前セミナーの充実・拡大
- ・ 市役所・支所の行政資料コーナーにおける男女共同参画に関する冊子、チラシ等の設置による情報提供
- ・ 興風図書館内及びせきやど図書館内の女性情報コーナーにおける、女性をテーマとした様々な分野の蔵書の充実
- ・ 意識啓発や情報提供のため、男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行回数の拡大
- ・ キャリア教育及び学校人権教育や男女平等教育の実施
- ・ デートDV啓発及び防止に向けた、市内高校を対象にした講演会の実施
- ・ 市内中学校における、教職員も対象としたデートDVに関する講演会の実施
- ・ 市ホームページ等における情報提供、DV相談等の相談者に対する各支援策の内容説明及び分かりやすい情報の提供
- ・ 市職員に対する、男女共同参画の視点を取り入れた研修及びDVや児童虐待等の人権侵害につながるあらゆる相談に対応するための、相談窓口の充実
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

施策の方向 ②女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する人権侵害であり、女性の尊厳を汚し傷つけるものとして、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題があります。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進する必要があります。

DVについて、相談件数が毎年度増加しており、平成30（2018）年度には114,481件の相談が全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられています。

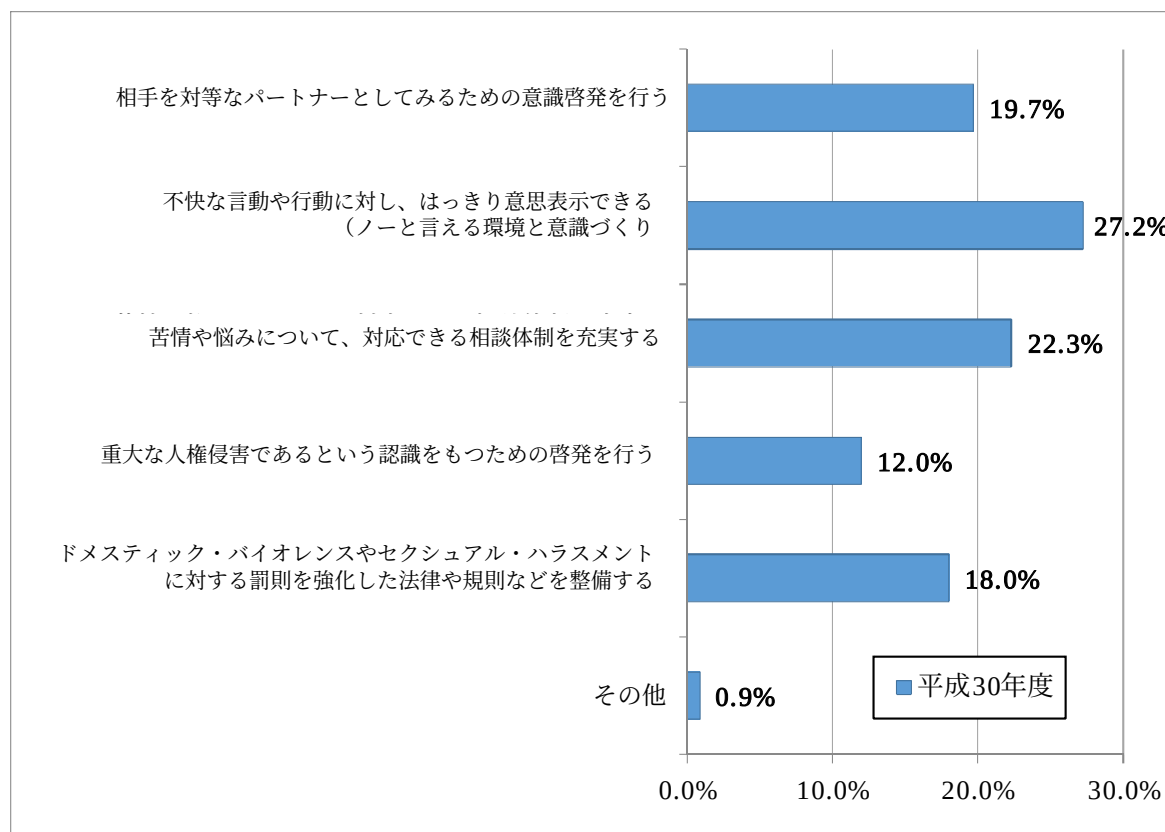
若者の間でデートDVが発生するなどDV被害の低年齢化や、交際相手からの暴力が社会的な問題となる中、被害者やその家族が命を奪われる痛ましい事件も発生していることから、平成25（2013）年7月にDV防止法が改正され、これまでの配偶者（事実婚を含む）に加えて生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とし、平成26（2014）年1月3日に施行されました。

DVなど女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」及び「野田市男女共同参画計画」に基づき、「DV相談」や「女性のための相談」などを通じて、

関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めています。

また、DV被害世帯の子どもたちは、親の暴力を目撃することで、精神的負担を強いられていることから、児童虐待防止へ向けて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めています。

（問13）あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）
☆今回新たに追加した質問事項



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

ア. DV対策の強化（担当課：子ども家庭総合支援課）

現状・課題

要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課を令和元（2019）年10月に新設し、児童相談所や警察などの関係機関との情報共有による連携を強化し一体的に支援しています。また、DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、DVや

児童虐待等を担当する職員等のスキルアップを図る必要があります。

DV対策については、配偶者暴力相談支援センターとして、「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、DV被害女性の相談・保護・自立までを一体的に支援しています。

具体的には、市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用するステップハウスや、居住の安定を図るため、DV被害女性に対する市営住宅入居資格条件の緩和といった制度を実施しています。

また、緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する、民間賃貸住宅入居時家賃等の助成も行っています。

さらに、市内の民間賃貸住宅への入居が困難なシェルター入所中又は入所していた被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者などには家賃等保証委託契約費用の一部を助成する住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援も実施しています。

しかし、周知に努めているものの活用されていないため、使い勝手を良くするよう制度の見直しを行うとともに、今後の利用に備え、施設の維持管理を行いながら、更なる周知を図る必要があります。

取組の方針

子ども家庭総合支援課の機能充実を図り、虐待と関連性の強いDV支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。また、DV被害女性に寄り添った支援を進めます。

主な取組

- ・ 子ども家庭総合支援課の機能の充実
- ・ DV被害者としての母子を一体的に支援する体制の構築
- ・ 児童相談所や警察などの関係機関の情報共有や連携体制の強化
- ・ DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、担当職員等のスキルアップ研修の実施
- ・ 関係課と連携したDV被害者情報の漏えい対策の強化・徹底
- ・ DV被害女性が相談しやすい環境づくりを心がけるとともに、被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮

した上での相談対応

- ・ 支援策や法制度の分かりやすい説明・提示、窓口の一層の整備・充実等、DV被害女性に寄り添った、きめ細かな対応
- ・ 警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続
- ・ DVシェルター入所中のDV被害女性に対し、退所後の自立生活に必要な経費助成の継続
- ・ DVシェルター入所後に精神的に不安定になるDV被害女性に対し、市内精神科医によるカウンセリングに必要な経費助成の継続
- ・ DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力
- ・ 情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例発表等を通じた情報交換
- ・ 市職員に対する、関係各課がDV被害者支援に係る共通の認識を持ちつつ、連携を強化し、並びに二次被害を防止するための「DV被害者支援マニュアル」に基づく対応の徹底

イ. ストーカー等に関する対策の実施

（担当課：子ども家庭総合支援課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

ストーカー事案の相談等は、平成30(2018)年中21,556件で、平成24(2012)年以降、依然として高水準で推移しており、深刻な問題となっています。(警察庁「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」参照)

平成29(2017)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が改正され、「禁止命令等処分制度」の見直しにより、LINEやTwitter等のSNSでのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みが、つきまとい行為に追加されました。

取組の方針

ストーカー行為等に関して、広範囲な情報提供と啓発に努めます。

主な取組

- ・ 男女共同参画推進だより「フレッシュ」へのストーカー行為等に係る内容や被害を受けた場合の対応窓口等の掲載

施策の方向 ③政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることは重要なため、「野田市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

ア. 審議会等における女性委員の登用率の拡大 （担当課：人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

市では率先して女性の参画を推進するため、各種審議会等への女性委員の割合の目標を50%にするとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ることとしています。

取組の方針

各種審議会等への女性委員の目標登用率の維持・拡大を図ります。

主な取組

- ・ 各種審議会などにおける、女性委員の登用率の維持・拡大及び女性委員のいない審議会等の解消

イ. 職場に関する施策の推進 （担当課：人事課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針

の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることが重要です。

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努める必要があります。

取組の方針

女性職員の能力向上を図るための研修を実施し、人材育成に努めます。

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会をとらえて啓発に努めます。

主な取組

- ・ 女性職員の能力向上を図る研修の実施
- ・ 積極的な女性職員の登用の促進及び企業などにおける女性参画を啓発する機会の充実

施策の方向 ④ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

ア. ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進

（担当課：人権・男女共同参画推進課、商工観光課、公民館）

現状・課題

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ「男女雇用機会均等法」の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

取組の方針

誰もが、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・

ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

主な取組

- ・ 野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター及び商工観光課窓口における労働関係資料の提供や、事業主に対する講演会、講座等の開催
- ・ ひとり親の職業能力開発をするため、ひとり親家庭就業支援パソコン講座の実施、及びパンフレットやチラシ等による周知、活用の促進
- ・ 男性の地域参画を促進するため、生涯学習センター及び公民館で地域の学習機会として行われている、男性の料理教室の内容等を紹介するなどの情報提供

イ. 職場に対する施策（担当課：人事課）

現状・課題

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図るとともに、「野田市特定事業主行動計画」に基づき、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援を図っています。

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ「男女雇用機会均等法」の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

なお、「野田市特定事業主行動計画」策定の根拠となる「次世代育成支援対策推進法（平成27（2015）年3月までの時限立法）」は、10年間延長されたため、平成28（2016）年4月1日から令和2（2020）年3月31日の期間における「野田市特定事業主行動計画」を平成27（2015）年度に策定しました。当計画については、令和2（2020）年3月31日で計画期間が終了することから、次期計画の策定を進めております。

取組の方針

ワーク・ライフ・バランスを実現させるための環境整備として、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図ります。

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図ります。

主な取組

- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援
- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく措置の実施状況の市役所及びいちいのホールの行政資料コーナー、市ホームページでの定期的な公表

施策の方向 ⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進していきます。

また、高齢化が進む中、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える体制の構築を図るとともに、さらに、高齢者が自立して社会参加できるよう、地域との連携を図っています。

ア. 「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」の推進 （担当課：保健センター）

現状・課題

「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」に基づき、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指すため、各種事業を進めています。

集団健康教育は、健康増進法に基づき40～64歳の年齢の者を対象とし、講演会や各種教室を開催しているものの、当該年齢層の参加者が少ない状況にありますので、参加者の増加に向けた実施方法を検討する必要があります。

両親学級については、土日開催により、男性参加割合が増加していますが、まだ偏っている傾向があるため、定員や回数等を検討する必要があります。

また、父子手帳の交付・妊婦体験・産後うつの講話等母親の負担軽減、父親の育児協力の促しにつながる内容を実施しています。

取組の方針

「野田市健康づくり推進計画21(第3次)」に基づき、全ての市民が健康で、

自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指すため、各事業を進めていきます。

今後も、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ・ 「野田市健康づくり推進計画 21(第3次)」を基に、①健康寿命の延伸、②生活習慣の改善、③子どもの健やかな成長を柱として、「個人、家庭でできること」、「地域・職場でできること」、「行政が支援できること」に区分けした事業の展開
- ・ 個々の健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談事業を実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る支援体制については、妊娠中から家族で妊娠・出産・育児に対する意識の向上が図れるよう、妊娠届出時の保健師の面接を継続し、適切な情報の提供
- ・ 両親学級においては配偶者が参加しやすいよう開催日を検討します。また、正しい知識の普及とともに、妊婦・配偶者の仲間づくり、情報交換、父親の育児参加の支援継続

2 子ども

施策の方向	①児童虐待防止対策の強化
	②ひとり親家庭の自立支援の推進
	③子どもの安全の確保
	④子育て支援サービスの充実
	⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの人権問題とは、児童虐待、いじめといった子どもに対する直接的な危害のほか、子どもの心身の健全な成長が妨げられることに関する問題です。

国は平成6（1994）年に「子どもの基本的人権の保障をうたった児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を締結し、同年、「子育てと仕事の両立支援」を軸とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定しました。

これをきっかけとして、多様な保育の推進など様々な方策を講じており、平成15（2003）年には、「次世代育成支援対策推進法（平成27年（2015）年3月までの時限立法）」により、要保護児童へのきめ細かな対応、障がい児施策の充実など、子どもの人権に関する取組を含めた行動計画の策定を市町村の責務としました。

また、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成27（2015）年4月に本格施行されました。

平成28（2016）年には、「児童福祉法」が一部改正され、子どもの権利条約の精神が法の理念として明確に定められました。

市では平成12（2000）年に「野田市エンゼルプラン」を、平成17（2005）年に「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を包含した「野田市新エンゼルプラン」を策定し、平成22（2010）年に、「次世代育成支援対策推進行動計画」の後期計画を包含する「野田市新エンゼルプラン（後期計画）」を策定しました。

平成27（2015）年には、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の延長となるとともに、行動計画の策定は任意となったことから、「子ども・子育て支援法」の事業計画との一体化が可能となりました。そのため「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画を包含する「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、待機児童対策や妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行う「子

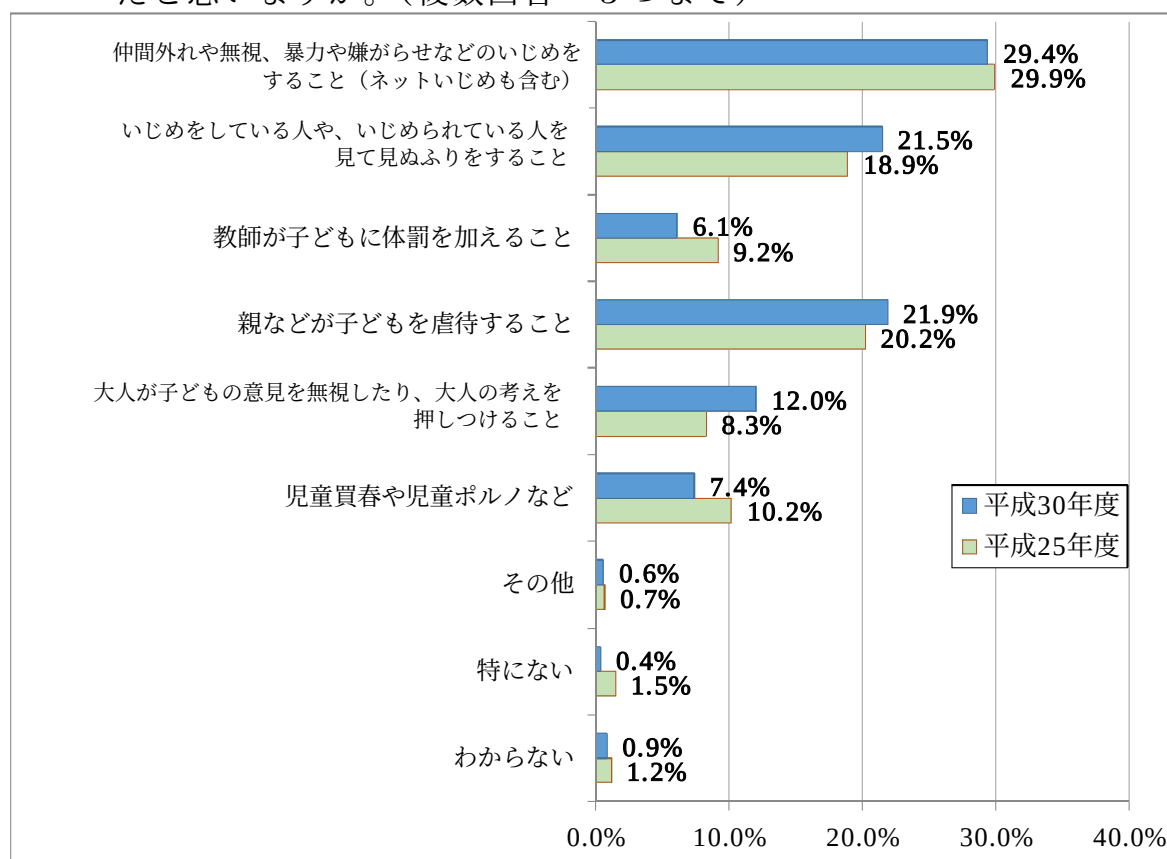
ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引き続き重点施策として取り組んできました。

令和元（2019）年度で現計画が期間満了となることから、「子ども・子育て支援法」の事業計画（第2期計画）を包含する「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、今後は当計画を基に施策を推進していきます。

なお、次期計画では、教育・保育の無償化への対応や子ども館の整備など子どもたちが未来に希望を持てるよう、子どもと子育て世代への支援の充実に努めてまいります。

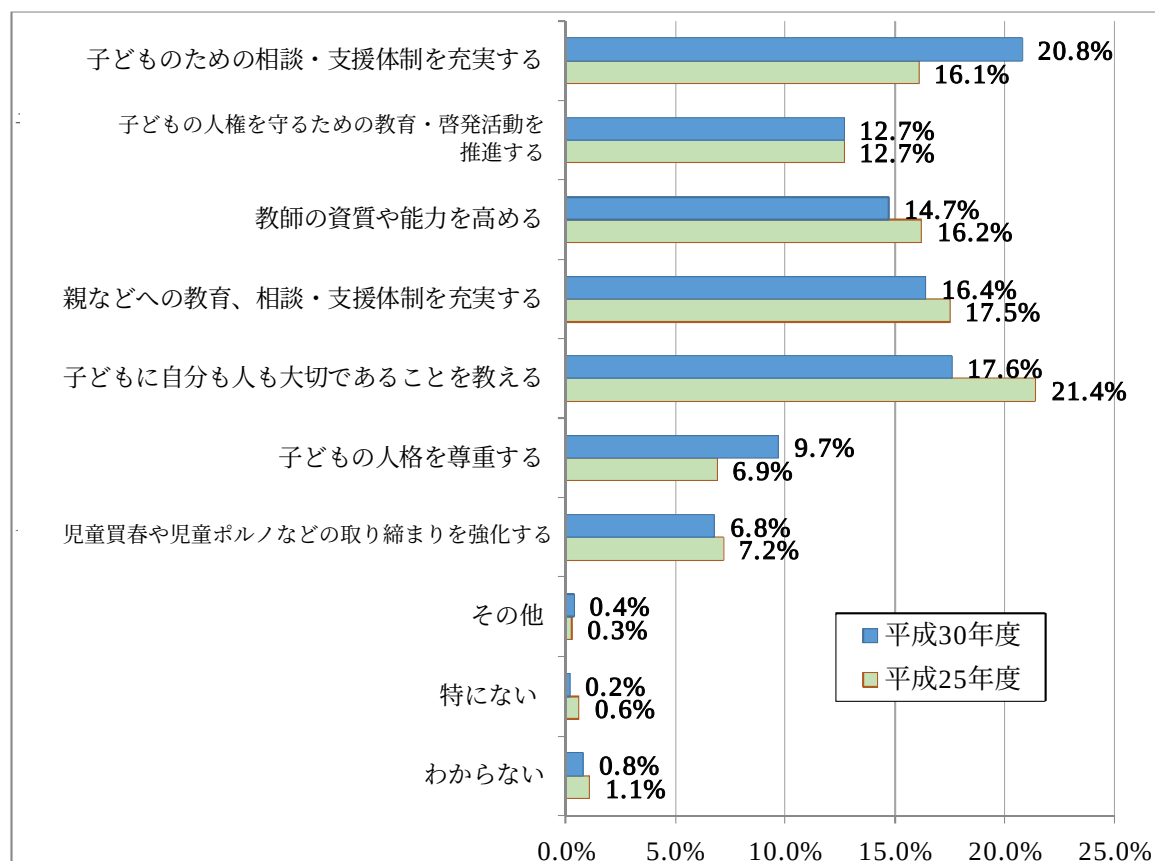
目標（1）「様々な場における人権教育・啓発の施策の推進」で述べた人権教育・啓発のための取組と併せ、野田市エンゼルプラン第5期計画に基づき推進される次の世代を担う子どもたちの育成への取組により、子どもが生命の大切さを理解し、自分を大切にするとともに他人の気持ちを思いやる心を持ち、健やかに成長することができるよう以下の施策を推進していきます。

（問15）あなたは、子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問16）あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①児童虐待防止対策の強化

子どもを取り巻く環境は、大きく変化してきました。核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立などが考えられます。また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、地域の協力が得られず、身近に相談できる相手がいないため、子育ての負担が母親へ集中し、子育ての孤立化、児童虐待の増加といった課題も示されています。

ア. 児童虐待の防止意識の啓発

（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）や「児童福祉法」の累次の改正により、制度的な充実が図られてきました。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成29（2017）年度には児童虐待防止法制定直前の約11.5倍に当たる133,778件となっています。特に、心理的虐待の件数が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられます。

市でも、令和元（2019）年度における、家庭児童相談室の虐待相談対応件数は、大幅に増加しています。これは、虐待相談窓口が市民に認知されてきたことに加え、継続的に関係機関等と連携を図り、きめ細かく対応に当たってきたことが要因と考えられます。また、「人権意識調査」の結果でも、「子どもへの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対して、「親などが子どもを虐待すること」の回答が21.9%と前回よりも1.7ポイント高くなっており、市民の関心の高さがうかがえます。

取組の方針

児童虐待の早期発見、早期対応に努めるためには、広く市民に啓発する必要があることから、あらゆる媒体を活用した啓発に努めていきます。

主な取組

- ・ 市役所公用車への児童虐待防止のための啓発用マグネットの通年装着の実施
- ・ 市役所正面玄関前広告付き表示板への児童虐待防止のための啓発記事の通年放映の実施
- ・ 野田市広告付番号案内表示機での児童相談所全国共通ダイヤル「189」の放映

- ・ 川間駅南口、七光台駅西口、清水公園駅東口、梅郷駅西口の防災行政無線文字表示機能付電光掲示板への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 災害対応型自動販売機メッセージボードへの児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 市で使用する封筒への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 公共施設や自治会などへの児童虐待防止啓発ポスター、チラシの配布
- ・ 市報・市ホームページ等、市や関係機関が作成した資料を活用した啓発活動の実施
- ・ 児童虐待防止推進月間期間における市内小中学生を対象にしたポスター展や、啓発用懸垂幕の掲示など、啓発媒体を増やしての啓発活動の実施
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

イ. 地域、関係機関と連携した児童虐待の防止及び対応

（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の見直しや、関係機関の連携強化を図っています。

まず、要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。関係機関等のうち当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされている個別支援会議につきましても、関係機関との連携の下協議を進めております。

次に、連携強化、情報共有を図るため、令和元（2019）年11月1日から児童虐待管理システムを導入し、12月1日からは庁内関係課及び柏児童相談所に同システムを専用回線でつないで設置することで情報の共有を図りました。

野田市児童虐待防止対応マニュアルの見直しに当たっては、現在行われている千葉県子ども虐待対応マニュアルの見直しでは、内容を一般化せざるを得ない部分があることから、市と柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成することで進めております。その後、保育所や幼稚園、小中学校、警察等、機関ごとの児童虐待対応マニュアルの分冊を作成し、連携の強化を

図ることとしています。

その他、地域との連携として、毎月地区民生委員・児童委員定例会に出席し、情報共有を図っています。

取組の方針

子ども家庭総合支援課の機能充実、野田市要保護児童対策地域協議会を構成する地域や関係機関による情報の共有及び連携を更に進め、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります。

主な取組

- ・ 子ども家庭総合支援課の機能充実による児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止
- ・ 教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施
- ・ ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- ・ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・ 毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
- ・ 虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元（2019）年度、関係機関についての分冊は2（2020）年度）

ウ． 居所不明児への対応（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

市における居住実態が把握できない児童についての対応においては、関係機関と連携し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制を整備しました。

今後も、居住実態が把握できない児童が発見された場合には、速やかに所在が確認できるよう、関係機関と連携の上対応します。

取組の方針

迅速かつ適切に、児童の所在の確認を行います。

主な取組

- ・ 関係通知やマニュアルを基にした、居所不明児への対応

施策の方向 ②ひとり親家庭の自立支援の推進

国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の、平成14（2002）年に県や他市に先んじて「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、ひとり親家庭の自立に向け、居住の場の確保や就労及び育児支援など総合的な取組を行うこととしました。

その後、平成18（2006）年3月、「母子及び寡婦自立支援法」に基づく「野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画」として改訂し、また、平成22（2011）年度には、「野田市新エンゼルプラン」の見直しに整合する形で第2次改訂版を策定、更に平成26（2014）年度には、重点施策である「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための計画として「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）」を策定し、依然厳しい生活環境に置かれるひとり親家庭の自立支援に一層取り組んでいます。

ア. ひとり親家庭の自立に向けた施策（担当課：児童家庭課）

現状・課題

平成30（2018）年8月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査（以下「ひとり親家庭等意識調査」）」の結果から、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れていることから、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

取組の方針

令和元（2019）年度はプランの最終年度に当たることから、「ひとり親家庭等意識調査」の結果を踏まえ、前回改定と同様に上位計画である野田市新エンゼルプランの見直しに整合する形で野田市ひとり親家庭支援総合対策

プランの第4次改訂版を策定し、当プランを基にひとり親家庭の自立に向けた施策を推進していきます。

また、「ひとり親家庭等意識調査」の結果から、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れていることから、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

主な取組

- ・ 母子・父子自立支援員による相談事業、就業支援、日常生活支援事業による生活援助
- ・ 母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応及び相談会の実施等による養育費の取得についての周知
- ・ 母子・父子・寡婦に対する福祉資金の貸付けの活用や各給付制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成）などの経済的支援
- ・ 母子寡婦福祉会の会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充
- ・ ひとり親家庭に向けた求人開拓及び求人情報の提供
- ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業及び高等職業訓練修了給付金事業による自立支援
- ・ ファミリー・サポート・センター利用料助成による子育て支援

イ. ひとり親家庭の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭及びDV被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得の方へ助成し、ひとり親家庭の住宅環境の向上を図るため、制度の周知に努めていますが、いまだ住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の活用実績がありません。近年賃貸物件の空きが多く物件を借りやすくなっていることや、御自身で不動産店に問い合わせできる方が大多数であること、また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題があるところですが、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

ひとり親家庭の住宅環境の向上について、関係部署と連携し、制度の周知、利用促進に取り組んでいきます。

主な取組

- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援及び民間賃貸住宅入居時家賃等の助成の実施
- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③子どもの安全の確保

子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備に向け、関係機関と地域が連携協力してパトロールや啓発活動に取り組めます。

ア. 学校や通学路の安全向上のための取組 （担当課：青少年課、指導課、防災安全課）

現状・課題

学校や通学路の安全向上のため、防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室を実施するとともに、「子ども110番の家」を始めとする緊急避難場所の確保などに努めています。また、地域の方々に見守りの推進をお願いしています。

しかし、毎年行っている緊急避難場所の登録者に対する継続確認の際に、解除する避難場所もあるため、引き続き登録者の確保が必要です。

取組の方針

引き続き、子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備を目指します。

主な取組

- ・ 防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室の実施
- ・ 青色回転灯搭載車両による防犯パトロールの実施
- ・ 青少年センターによる安全パトロール、街頭補導、環境浄化活動
- ・ 野田市学校警察連絡協議会、野田警察署少年警察ボランティア連絡会との連携
- ・ 関係機関と地域が連携協力してのパトロールや啓発活動
- ・ 各小中学校が発行する学校新聞等の広報紙を通じた、「子ども110番の家」を始めとする緊急避難場所登録者の確保
- ・ 防災行政無線を利用した、「子どもの見守りのお願い」放送による地域の皆さんの見守り推進

施策の方向 ④子育て支援サービスの充実

家庭や地域での養育力の低下により保護者の育児不安が増大しており、多様な子育て支援サービスが必要とされています。

ア. 多様な子育て支援サービスの実施

（担当課：児童家庭課、保育課、保健センター）

現状・課題

平成26（2014）年度に「子ども・子育て支援法」を反映させた「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、民間活力の導入により、保育所及び学童保育所の整備を行い、子育て支援においても多様なメニューをそろえてサービスを提供し、新制度で位置付けられた地域子育て支援13事業に取り組んでいます。

また、保育所の待機児童と国の定義では待機にカウントされない入所保留者の解消では、教育・保育施設の新設や既存施設の定員増による対応を行うとともに、年度末にかけて増加していく低年齢児の待機児童及び入所保留者の課題については、新制度に基づく小規模保育所等の地域型保育事業の活用も検討してきました。

さらに、「子ども支援室」を創設し、妊娠・出産から18歳までの子育てについて、発達障がいなど様々な相談を継続的に行える体制を構築し、妊娠段階からの相談がワンストップで受けられ、出産後も切れ目ない支援をしています。

令和元（2019）年度で現行のエンゼルプランが計画期間の最終年度を迎えるため、計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえプランの見直しを行う必要があります。

取組の方針

利用者のニーズに適切に対応した保育サービスの充実に努めます。

また、令和2（2020）年度から始まる「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、子育て支援の施策を実施していくことと、事業の見直しや共通化を図ります。

主な取組

- ・ 利用者のニーズに適切に対応した子育て支援及び保育サービスの充実
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、既存事業の整理拡充や新規事業の実施
- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施
- ・ 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ・ 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化
- ・ 新「放課後子ども総合プラン」の推進
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・ 新しい子ども館の整備
- ・ 子どもの貧困対策計画の位置付け
- ・ 「子ども支援室」による、妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談についての、ワンストップで総合的な支援
- ・ 子ども・子育て支援新制度の仕組みと財源を活用した、保育ニーズに対応する量の確保や保育所や子育て支援センター等での子育て相談や情報提供・子育て親子の交流の場の提供
- ・ 「地域子育て支援センター」に子育てに関する相談、サークルの育成・支援情報の提供などの事業、親子の交流の場である「子育てサロン」の開設などによる、地域における子育て支援のネットワークづくり

施策の方向 ⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校でのいじめや有害情報などに影響された問題行動の解消に向けて、早い段階から様々な触れ合いを体験できる場を作るなど、生命の大切さを理解し、お互いの気持ちを思いやる心を持てるような取組が重要です。

また、平成21（2009）年4月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（「青少年ネット規制法」）」が施行され、県においても「千葉県青少年健全育成条例」の一部改正（平成24（2012）年7月1日施行）が行われ、保護者、携帯電話事業者、知事の責任や権限が付け加えられました。

ア． ブックスタート事業（担当課：興風図書館、保健センター）

現状・課題

乳幼児期の言葉かけや読み聞かせの大切さを踏まえ、平成16（2004）年度より乳幼児健診のために保健センターに訪れた際に母子等に絵本を贈呈し、併せて図書館の司書等が、子どもに対する読み聞かせの大切さと家庭におけるコミュニケーションツールとしての絵本の活用法を伝えるという形でブックスタート事業を行っています。

取組の方針

保育所や学校における読書活動へつながるよう継続性、一貫性を考慮した取組に努めます。

主な取組

- ・ 乳幼児健診で保健センターに訪れた母子等へ絵本の贈呈

イ． 子どもの社会性と自立心の向上（担当課：指導課）

現状・課題

近年の変化の激しい社会情勢においては、若者が就職などを通じて自立し、積極的に社会に参画していくことが困難な時代となっています。

そこで、「社会に開かれた教育課程」という視点での、学校と地域社会とのつながりのある授業実践を、小学校の早い段階から発達段階に応じたキャリア教育として行っています。異年齢集団活動を始め、様々な触れ合いを体験できる場をつくるなど、良好な人間関係を築く経験が、社会性と自立心を身に付ける取組として重要です。

取組の方針

子どもの社会性と自立心の向上を図ります。

主な取組

- ・ 学校における特別活動や「総合的な学習の時間」を利用した、家庭や地域社会、事業所との連携による、異年齢集団活動や自然体験活動、職場体験学習などの実施

ウ. インターネットによる人権侵害への対策

（担当課：指導課、青少年課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

インターネット上では、他人をひぼう中傷する表現、差別を助長する表現、悪質な差別情報の流布など人権にかかわる問題が発生しています。また、インターネットや携帯電話の利用者は低年齢層まで拡大しているため、学校教育におけるパソコンの授業を通じて、サイト利用やメールマナーなどについて指導することが重要となっています。

このようなことから、インターネット環境が日々変わっている状況に対応した最新の情報モラル・ルールなどの研修会・啓発が必要となります。

「人権意識調査」では、「あなたの関心がある人権問題はどれですか」という問いに対して、「インターネットによる人権侵害」が12.8%で2番目に多い回答であり、対策を講じることが求められています。

（参照：P10（問8）のグラフ）

取組の方針

インターネットにおける情報モラルについて啓発に取り組んでいきます。

また、小中学校において、全教育課程を通じて「情報社会に参画する態度」の育成に努め、発達段階に応じた情報モラル教育を推進していきます。

主な取組

- ・ 最新のインターネット情報モラルについて啓発するための研修会の実施

- ・ 市内小中学校における、インターネットの利用状況に関する定期的な実態調査の実施、調査結果の指導や研修会への反映
- ・ 市内小中学校や各種団体等へ啓発冊子等の配付

エ. 不登校児童生徒への取組（担当課：指導課）

現状・課題

全国的に不登校児童生徒の増加については問題視されており、市においても大きな課題の一つです。ここ数年、小学校・中学校ともに全児童生徒のうち不登校児童生徒のしめる割合は、小学校では全国・県に比べ下回っているものの、中学校では全国・県に比べ上回っており、市としては人数、割合ともに横ばい状態が続いています。

不登校になってしまった原因は、個々の児童生徒によって様々ですが、各学校と連携を密にし、早期発見・早期対応に努めています。また、各校ではスクールカウンセラーや教育相談担当教員を含めた組織的な不登校対策により、未然防止に取り組むことが大切だと考えます。

取組の方針

子どもたちが、主体的に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、各学校と連携し、教育相談を充実させ不登校児童生徒の減少に努めます。

主な取組

- ・ 子どもたち一人一人に寄り添った教育相談の充実
- ・ 組織的な取組による長期欠席を防ぐ早期発見・早期対応
- ・ 学校教育全般にわたる、自己肯定感を高め、互いに認め合う道德教育の推進
- ・ 教職員対象への長期欠席対策・不登校対策・教育相談等の研修の充実
- ・ 各学校と「ひばり教育相談」「適応指導学級」との連携を密にした、不登校児童生徒への支援

オ. 子ども未来教室の充実（担当課：生涯学習課）

現状・課題

全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、平成29（2017）年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に「子ども未来教室」を実施しています。

平成30（2018）年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生のうち希望する全児童を対象に加えています。

中学生については、必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲を持って学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっております。小学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを参加児童の追跡調査などにより検証し、改善や充実を図る必要があります。

取組の方針

基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めることを目的として学習支援を実施します。

主な取組

- ・ 児童・生徒5人までごとに1人の講師を配置した、きめ細かな指導の実施
- ・ 中学生については確認テスト、小学生については参加児童の追跡調査などによる効果の検証と子ども未来教室の充実

3 高齢者

施策の方向	① 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり
	② 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり
	③ 高齢者が安心して生活できる環境づくり
	④ 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

高齢者の人権問題とは、高齢者の自立や生きがいのある健やかな暮らしが妨げられたり、虐待を受けるなどの問題です。

「人権意識調査」の結果では、「高齢者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が19.3%、「悪徳商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が多いこと」が16.9%でした。

また、「高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、「高齢者が地域の支援を得て生活しやすい環境にする」が27.5%、「在宅サービスや福祉施設・病院を充実する」が22.1%となっていることから、高齢者が安心して生活できる環境づくりや自立するための支援などが求められています。

高齢化は、少子化ともあいまって急速に進行しており、平成31（2019）年4月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は28.3%、市においては30.1%になっています。

核家族化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えているとともに、75歳以上の高齢者の増加も引き続き見込まれていることなどから、介護を要する高齢者や介護を担う家族への支援がより不可欠な社会となっています。

高齢者が安心して老後の生活を送り、家族の負担が軽減されるための社会的支援への取組を目的に介護保険法が施行され、市においても、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念とした「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「野田市シルバープラン」）」を平成12（2000）年に策定し、以降3年間の計画期間が満了するごとに改訂しつつ、各施策を積極的に進めています。

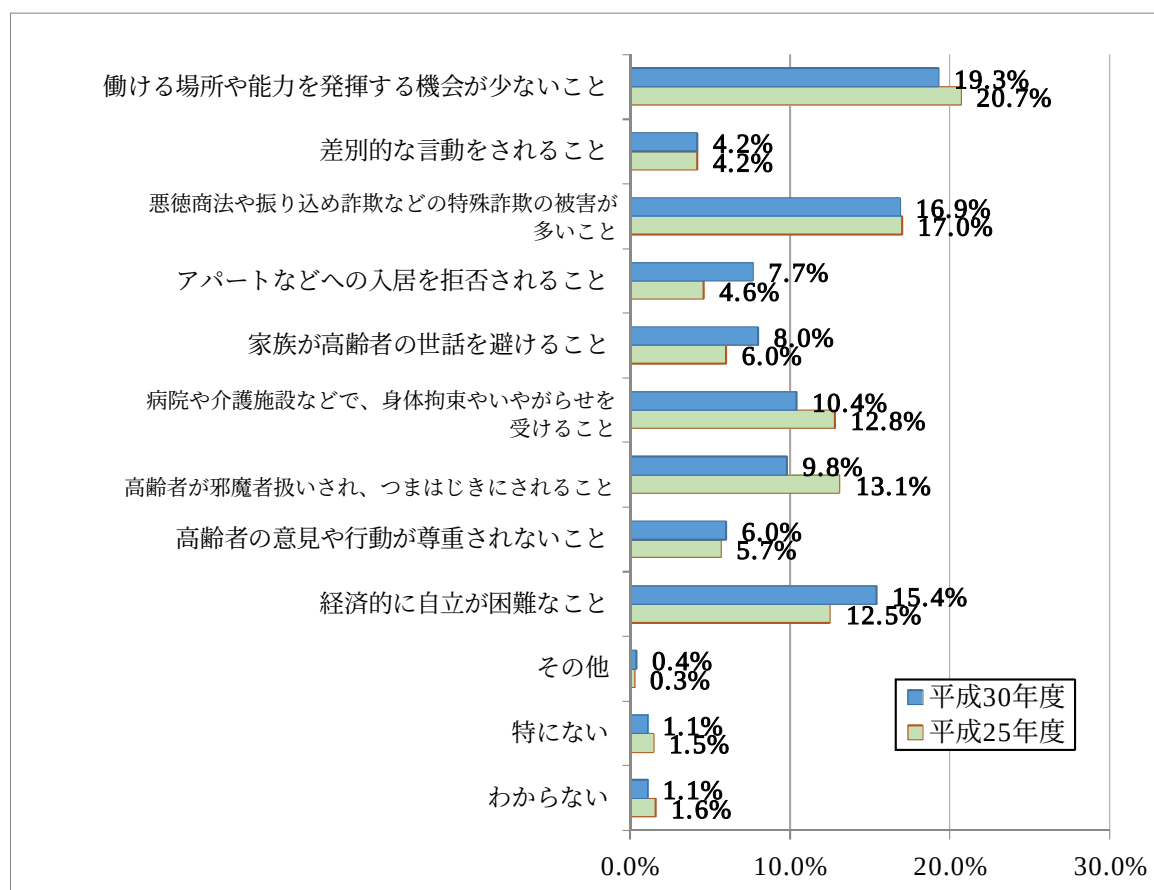
高齢者虐待の問題については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、「野田市高齢者

虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、関係機関との連携及び協力体制を強化し、高齢者の虐待防止に努めています。

「振り込め詐欺」などによる高齢者被害の増加については、関係機関と連携し、教育・啓発を行うとともに、認知症などにより判断能力の衰えた高齢者の権利・利益を守るための事業への取組が必要です。

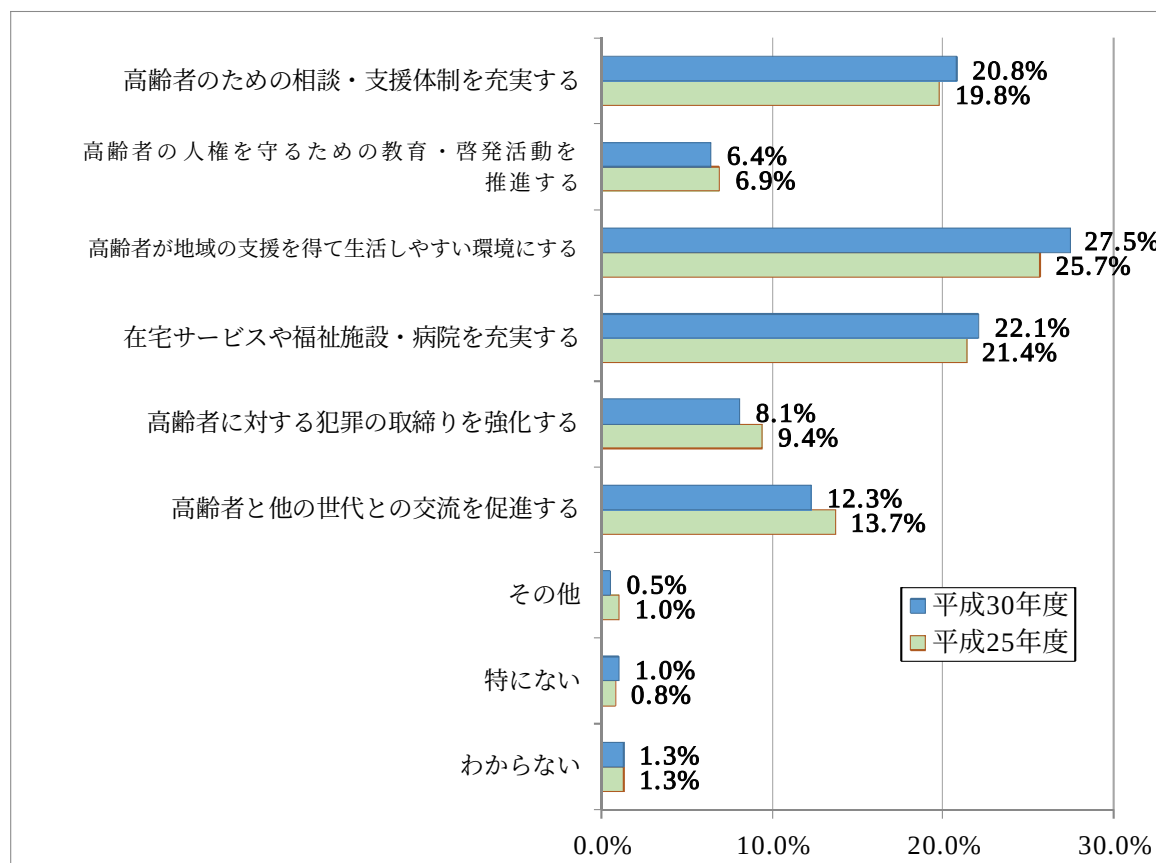
また、元気な高齢者の社会参加へ向けた取組を進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援していくことに合わせて、高齢者が豊かな知識や経験、技能を発揮し、健康で生きがいを持ち安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要です。具体的には、野田市シルバープランに基づき、以下の施策を推進していきます。

（問 17）あなたは、高齢者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問18）あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

高齢者自身が介護予防の趣旨を十分に理解し介護予防事業に積極的に参加できるような環境作りが重要となるため、一層の充実に努めます。

ア. 要介護状態への予防に向けた施策

（担当課：介護保険課、高齢者支援課、保健センター）

現状・課題

平成29（2017）年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、（ア）シルバーリハビリ体操（イ）のだまめ学校（ウ）えんがわ（エ）市民ボランティアの育成（オ）介護予防サポート企業（カ）広報戦略の六つの戦略を柱と

した新たな一般介護予防事業を実施しています。新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進していきます。

しかし、事業の中心であるシルバーリハビリ体操については、市民指導士の養成数が目標に達していないため、引き続き市民指導士の養成を推進するとともに、シルバーリハビリ体操の認知度を上げ、普及啓発に努めます。

また、のだまめ学校についても、市民からの要望に応じて、各地で講座を開催する出前講座の開催が市内全域に広まっていないことから、今後、イベントなどを実施し、新規参加者の獲得に努めるとともに、出前講座を開催して市内全域への拡充を図ります。

高齢者の生活習慣病等の発症や重症化の予防及び身体機能の低下を防止することを目的に後期高齢者健康診査を実施します。

また、高齢者の死因の多くを占める肺炎に対する予防として肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。

取組の方針

平成 29（2017）年度よりスタートした「介護予防 10 年の計」について、「広報戦略」に力を入れ、市民への普及・啓発の充実に努めます。

主な取組

- ・ シルバーリハビリ体操指導士の目標養成数 500 人を達成するための体験教室の開催やイベントへの参加
- ・ 介護予防サポート企業と連携を図り、より多くの市民が体操に親しむ機会の創出
- ・ のだまめ学校の市内全域への普及促進のため、介護予防サポート企業と連携したイベントの開催や講座の充実
- ・ 高齢者の生活習慣病の発症や重症化の予防及び身体機能の低下を防止することを目的に、後期高齢者健康診査を実施し、後期高齢者の質問票から高齢者の特性を把握することでフレイル予防を含む保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施
- ・ 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン予防接種事業の実施
- ・ 高齢者に介護が必要となった場合に、家族の精神的、肉体的な負担を軽減するための、介護サービス及び各種福祉サービスの充実と利用方法についての周知徹底及び家族介護支援事業などの充実
- ・ 地域包括ケアシステムの拠点である地域包括支援センターにおける介護

- ・ 予防、認知症施策の推進を含めた総合的なケアマネジメントを実施
- ・ 国が進める取組と連携しながらの、高齢者の健康増進活動や疾病予防の促進及び高齢者の健康づくりの推進

施策の方向 ②高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

ア. 高齢者の雇用（担当課：高齢者支援課、商工観光課）

現状・課題

高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、シルバー人材センター機能の充実を推進しています。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、シルバー人材センターの加入者数が企業の再雇用などで減少していることから組織の活性化が求められています。

取組の方針

シルバー人材センターへの支援を引き続き行い、高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用に努めます。

また、高齢者の就労促進に努めます。

主な取組

- ・ シルバー人材センター機能の更なる充実
- ・ 高齢者の就労促進として、事業者への「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨徹底や「野田市雇用促進奨励金制度」の周知
- ・ 公共職業安定所など関係機関との連携や、市の無料職業紹介所の事業による雇用の拡大

イ. 高齢者の活動の場の充実

（担当課：高齢者支援課、生涯学習課、公民館、指導課、保育課）

現状・課題

高齢者の生きがいづくりを進めるため、会員数の減少傾向にあるいきいきクラブ（老人クラブ）の活動及び加入促進の取組への支援、公民館等のサークルや講座など活動の場の充実を図る必要があります。

また、小中学校におけるキャリア教育の一環としての福祉教育の充実を図る必要があります。

取組の方針

地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進していきます。

また、キャリア教育の一環として、福祉教育の理解と推進に努めます。

主な取組

- ・ 小学校における、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用しての、世代間交流活動の実施
- ・ 中学校で行っている施設訪問、ボランティア活動を通して高齢者との交流を図り、キャリア教育の一環として福祉教育や進路学習の実施
- ・ 保育所のホールや園庭を開放して行う保育所行事や伝承遊び等への地域の高齢者の参加
- ・ いきいきクラブの活動及び加入促進の取組への支援
- ・ 公民館等のサークル活動や「長寿教室」などの講座の更なる充実

施策の方向 ③高齢者が安心して生活できる環境づくり

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

ア. 福祉のまちづくり

（担当課：生活支援課、高齢者支援課、営繕課、生涯学習課、公民館、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

高齢者や障がいのある人の生活の安全の確保に配慮した福祉のまちづくりを推進するため、年2回の「福祉のまちづくりパトロール」を実施しています。また、心のバリアフリー化を推進するため、引き続き「福祉のまちづくりフェスティバル」等を実施するとともに、各公民館において「福祉のまちづくり講座」を開催しています。

公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化工事を計画的に実施しています。

取組の方針

高齢者や障がいのある人の生活の安全の確保に配慮した福祉のまちづくりと心のバリアフリー化を推進していきます。

また、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

主な取組

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」や「福祉のまちづくり講座」の実施を通して、ソフトとハード両面のバリアフリー化の推進
- ・ ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化の推進
- ・ 各種イベント等に合わせて実施する、人権に関する啓発活動や出前講座の開催

イ. 防犯・防災

（担当課：高齢者支援課、市民生活課、防災安全課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

災害対策として、避難行動要支援者の避難などを安全かつ迅速に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体ごとに名簿を配布することにより、地域住民による災害時の避難支援や安否確認に役立てるとともに、平常時の見守りや日常的な支え合いにつなげています。

平成31（2019）年1月に自治会長にアンケートを実施したところ、本制度の理解及び個別計画作成の取組が十分でないことが分かったため、今後、自治会長等への制度の周知が必要です。また、自力あるいは家族と一緒に避難

できる方が名簿に登載されていることや、高齢化により支援者が見つからないなどの理由から、個別計画作成の進捗状況についても課題があることが分かりました。

また、防犯対策として、地域ぐるみで犯罪を防止するために自治会や各団体などとの連携の強化などを推進しています。

高齢者に対する悪徳商法や悪質な詐欺行為の被害防止と啓発が必要です。

取組の方針

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

また、実効性のある避難支援体制構築のため、要支援者の捉え方、個別計画の作成方法等について、改めて検討します。

主な取組

- ・ 悪徳商法や悪質な詐欺行為の被害を未然に防ぐための高齢者向けの講座や各種相談事業の充実
- ・ 防犯対策として地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体などとの連携の強化
- ・ 実効性のある避難行動要支援者支援制度の周知及び実施体制の整備
- ・ 公民館における高齢者対象講座として「長寿教室」などを開催する中で、防犯・防災に関する学習の機会の提供
- ・ 高齢者等居室相談や高齢者に関する各種相談事業の窓口についての一層の周知

施策の方向 ④高齢者の権利が尊重されるまちづくり

介護の場において高齢者の身体を拘束することは、人間の尊厳を著しく損なう行為です。平成13（2001）年、国が「身体拘束ゼロへの手引き」を示したことを踏まえ、市では、実態が報告された場合は早急に対応するとともに、各介護施設に対し、施設職員への人権意識の教育・啓発を含めた身体拘束廃止のための体制づくりを進めてきました。

ア. 相談、支援体制の強化

（担当課：高齢者支援課、市民生活課、生涯学習課）

現状・課題

地域密着型介護サービス事業者に対しては、集団指導や個別の実地指導等を通じて、職員の人権意識の教育を推進するよう指導しています。今後も、こうした取組の強化を図っていく必要があります。

認知症等により判断能力が不十分でかつ、親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っています。また、成年後見制度において、被後見人等の人権擁護に配慮した支援を行うことが求められています。

消費生活センターには、高齢者から詐欺や架空請求に対する相談が多く寄せられていることから、更なる周知に努める必要があります。

取組の方針

地域密着型サービス事業者の指導を通じて高齢者の権利が尊重されるよう啓発を図ります。

判断能力が不十分で親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っていきます。

消費生活相談窓口である消費生活センターの周知を図るとともに、関係機関からの情報収集を実施します。

主な取組

- ・ 地域密着型サービス事業者に対する集団指導や個別の実地指導
- ・ 高齢者に対する消費者トラブルや架空請求・多重債務の相談などについて、消費者相談窓口である消費生活センターの周知及び関係機関からの情報収集や弁護士相談の活用など相談窓口の機能強化
- ・ 行政手続きなど自己決定の難しい高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利擁護のため、財産の管理や福祉サービスの利用契約などを本人に代わって行う「成年後見制度」や、判断能力が不十分な高齢者が適切な福祉サービスが受けられる「日常生活自立支援事業」についての、広報紙などによる周知及び関係機関と連携した相談体制の充実
- ・ 高齢者の学習要求に応えるため、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館で学習機会情報やグループ・サークル情報の提供

イ. 高齢者の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

高齢者世帯の住宅環境の向上を図るため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

高齢者の住宅環境の向上について、関係部署と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

主な取組

- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進

4 障がいのある人

施策の方向	①障がいのある人に対する理解の推進と共生社会づくり
	②障がいのある人が自立して安心して生活できる環境づくり
	③障がいのある人が普通に社会参加できるまちづくり

障がいのある人の人権問題とは、障がいのある人が、家庭や地域、学校や職場において障がいのない人と対等の立場で参加し、支え合って生きていくことが阻害されることに関する問題です。

国の障がいのある人に関する施策については、「障害者のための国連10年」の国内行動計画として昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、障がいのある人が地域社会の中で普通に生活を送れる「ノーマライゼーション」と可能な限りの自立と社会参加を促進する「リハビリテーション」の理念の下、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5（1993）年）、「障害者プラン」（平成7（1995）年）などの計画が策定され、平成14（2002）年に策定された「障害者基本計画（第2次計画）」、平成25（2013）年9月には「障害者基本計画（第3次）」を経て平成30（2018）年3月に「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

また、平成15（2003）年度からは自己決定を尊重するという理念のもと、「障害者支援費制度」が導入され、これを引き継ぐ形で平成18（2006）年度からは「障害者自立支援法」が施行され、平成25（2013）年度には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）となり、これに基づく制度が行われています。

なお、平成16（2004）年6月からは、「障害者基本法」の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、障がいを理由とする差別や権利・利益を侵害する行為を禁止する基本理念が示され、平成28（2016）年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。市では障がいのある人の権利擁護を推進するために、野田市地域自立支援協議会を「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」に改組し、新たに権利擁護部会を設置し、障がい者支援課に差別解消相談窓口を設置しました。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領～心のバリアフリーを目指します～」を策定し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図っています。

県では平成19（2007）年7月から障がいのある人への誤解や偏見をなくしていくために、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しています。

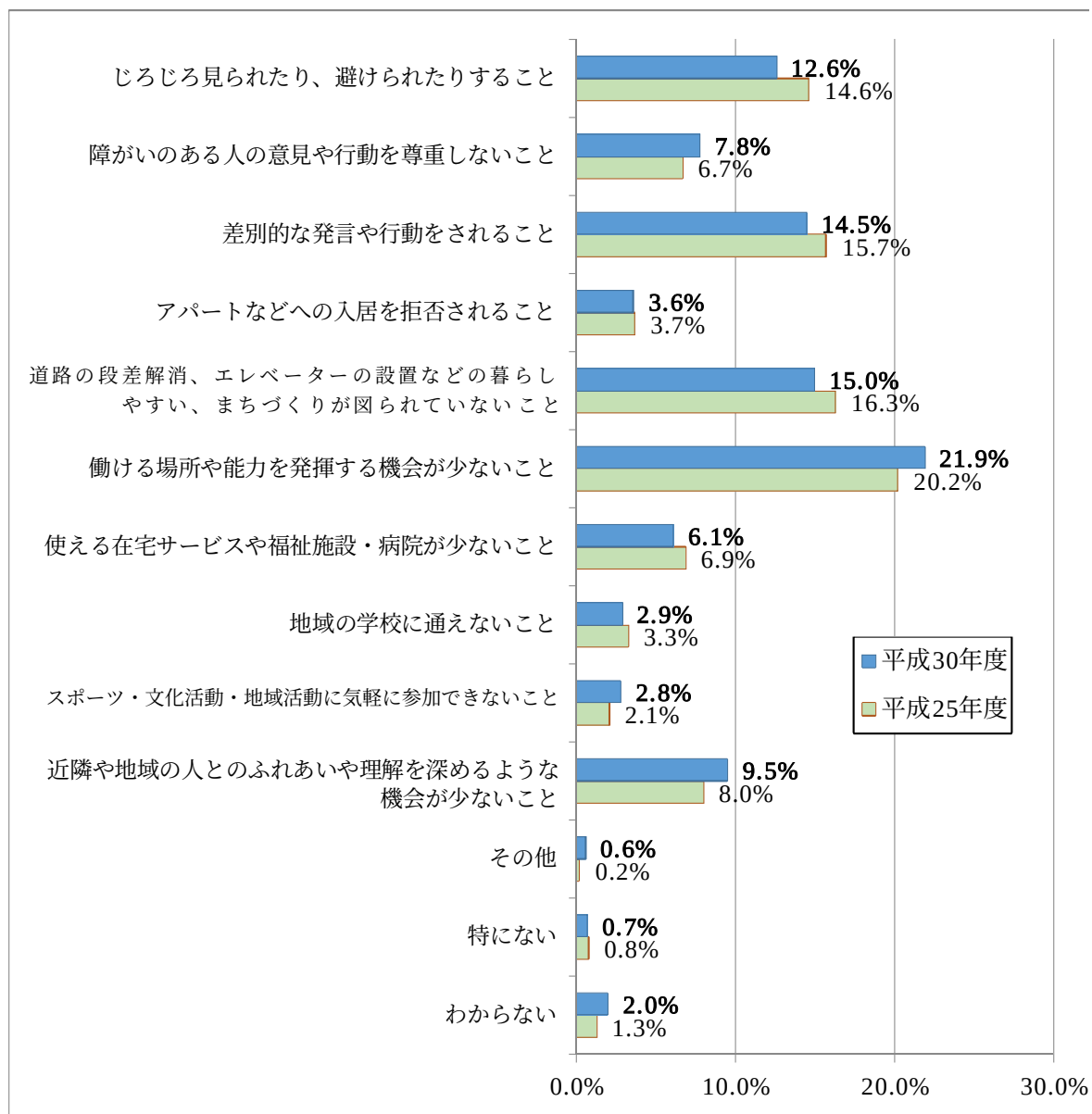
市においても、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念実現を目指し、平成 11（1999）年に策定した「野田市障害者基本計画」を、平成 16（2004）年 3 月と平成 19（2007）年 3 月に改訂しました。その後、平成 24（2012）年 3 月に「第 2 次障がい者基本計画」を策定し、平成 27（2015）年 3 月に改訂、平成 29（2017）年 7 月には計画期間を 1 年延長しました。平成 31（2019）年 3 月に「第 3 次野田市障がい者基本計画」を策定し、障がい施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図っています。

また、平成 24（2012）年 10 月に「障がい者虐待防止センター」を設置し障がいのある人の相談体制の充実に努めています。

これらの変遷を経て、制度の充実が図られてきましたが、障がいのある人を取り巻く環境には、他人の何げない視線や言葉によって人間としての尊厳が傷つけられることや、就職や借家住宅入居などに際して差別的な扱いを受けること、また、インフラ面の整備に関することなど、多様な面で障壁が存在します。

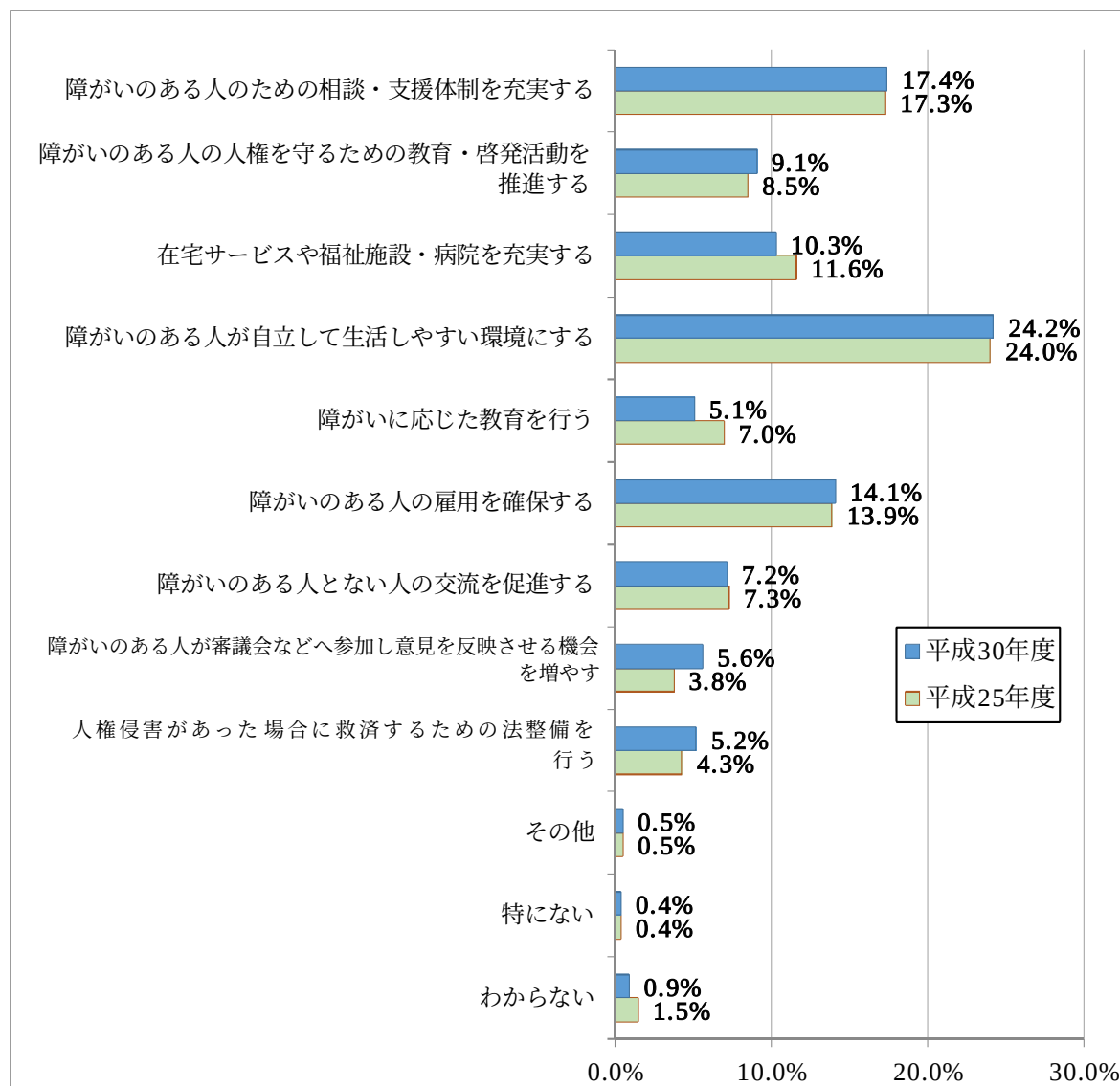
これらの障壁を取り除き、障がいのある人となない人が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を作るためには、行政だけでなく社会を構成する者それぞれが役割と責任を意識して取り組む必要があります。

（問 19）あなたは、障がいのある人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問20）あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①障がいのある人に対する理解の推進と共生社会づくり

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて次の施策を推進していきます。

ア. 障がいのある人への理解促進

（担当課：障がい者支援課、指導課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、障がいのある人に対する社会全体の理解を促進すべく広報啓発などを充実し、「心のバリアフリー」について、更に促進することが重要です。

心のバリアフリーを推進するため、「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」とも協力し、市報等を通じ、障がい者差別解消を始めとした権利擁護に対する啓発活動を行う必要があります。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 市が実施する各種イベントにおいて、「障害者差別解消法」を周知するためのパンフレットの配布
- ・ 市報等における継続的な「障害者差別解消法」・「障害者虐待防止法」等の啓発の促進
- ・ 「サンスマイル」を始めとした、障がいのある人となない人の交流の機会の提供
- ・ 学校での「特別活動」や「総合的な学習の時間」などにおけるボランティア活動など福祉教育による障がいのある人への理解促進
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

イ. 障がいのある人への差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止（担当課：障がい者支援課）

現状・課題

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業

所と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開することが重要です。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組が重要です。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解の推進
- ・ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護や虐待防止の推進
- ・ 障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるような支援の実施
- ・ 市の関係する民間事業所向け説明会などでの「障害者差別解消法」に関する説明や資料配布の実施

施策の方向 ②障がいのある人が自立して安心して生活できる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

「人権意識調査」の結果では、「障がいのある人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が21.9%、「道路の段差解消、エレベーターの設置などの暮らしやすいまちづくりが図られていないこと」が15.0%、となっています。

また、「障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「障がいのある人が自立して生活しやすい

環境にする」が24.2%、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」が17.4%となっています。

このようなことから、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりや、相談・支援体制の充実が求められています。

ア. 相談支援体制の充実

（担当課：障がい者支援課、保健センター、指導課）

現状・課題

「障害者総合支援法」を基に、障がい種別にかかわらずサービスが一元化され、利用者が必要とするサービスの提供が行われており、相談支援事業者を始め、「当事者関係相談」や「専門相談」を定期的で開催しながら、障害福祉サービス事業所等と連携して、様々な障がい種別に対応した相談支援体制の充実に努めています。

また、障がい者支援課に「障がい者虐待防止センター」の機能を持たせ、通報や相談に応じています。

発達に課題があり、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育につながらないことがあるため、より丁寧な相談支援を実施する必要があります。

疾病予防や障がいの早期発見・治療・療養体制については、母子健康管理事業や生活習慣病予防事業を推進するとともに、医療機関との連携により健康知識の普及と受診率の向上に努める必要があります。

乳幼児健康診査の未受診者に対しては、未受診フォロー体制により全数状況把握し、受診勧奨を実施していますが、受診につながらないケースがあります。未受診者には、虐待のリスク、家庭環境や養育状況を確認する必要があるため、受診勧奨だけではなく、現状を把握しながら、個別の支援、関係機関との連携に努めています。

生活習慣病予防事業として、がん検診や特定健康診査を実施していますが、受診率が横ばいの状況にあることから、受診の向上を図る必要があります。

教育では、学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長が特別支援教育コーディネーターを指名しています。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の

構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

発達に課題がある場合、保護者の理解や受容を促し、スムーズに療育につなげるために、子ども支援室で新規事業として子ども発達相談支援事業を開始しました。引き続き乳幼児健康診査未受診者への早期対応をし、関係機関とともに状況把握に努めるとともに、支援が必要なケースについては、個別の対応を実施し、障がいや虐待の早期発見、支援につなげていきます。今後がん検診や特定健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防に努めます。

主な取組

- ・ 「障害者総合支援法」第77条の2に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携の強化
- ・ 地域生活支援拠点整備における、短期入所、グループホーム整備と併せた相談支援の充実
- ・ 相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有のための連携の強化
- ・ 「当事者関係者相談」や障がい者相談員等による「専門相談」の実施
- ・ 妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として、子ども支援室の開設に伴う、関係機関と連携した切れ目ない継続的な支援の実施
- ・ 乳幼児健康診査の全数受診に努め、未受診者には対象月の翌月には未受診者訪問を行い受診勧奨、未受診理由の早期把握の実施
- ・ 乳幼児健診受診者には、医師・歯科医師の診察だけでなく、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・理学療法士など多職種による支援を行い、障がいの早期発見、早期支援に努める
- ・ 学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長による特別支援教育コーディネーターの指名配置

イ. 障がいのある人の雇用

（担当課：障がい者支援課、商工観光課）

現状・課題

市内の企業において、障がい者の法定雇用率※が未達成のため、法定雇用率の達成に努める必要があります。

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について要請しながら、様々な障がいに応じた就労支援を行う体制を整える必要があります。

取組の方針

「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が就労の支援の中心的役割を担い、情報交換を行うことで、障がいのある人に対する就労支援を推進していきます。

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請するとともに、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、企業に就労し、就労定着することを支援します。

主な取組

- ・ 「野田市雇用促進奨励金制度」、「障がい者職場実習奨励金制度」、「野田市起業家支援事業」の一層の活用、IT機器操作などの職業訓練の推進
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が中心的役割を担い、情報交換を行うことによる、障がいのある人に対する就労支援の推進

※ 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）」に基づき、それぞれの労働者・職員数の割合に応じて一定数以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。「障害者雇用促進法」施行令が平成30（2018）年4月1日に改正され、法定雇用率は2.0％から2.2％となっています。

（ハローワーク野田管内の雇用率は1.65％（平成30（2018）年6月現在））

ウ． 障がいのある人の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

障がいのある人の住宅環境の向上を図るため住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、制度の周知に努めているものの活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

障がいのある人の住宅環境の向上について、関係部署と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

主な取組

- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③障がいのある人が普通に社会参加できるまちづくり

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが非常に重要です。

ア. 福祉のまちづくり

（担当課：生活支援課、障がい者支援課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

物心両面のバリアフリー化の推進として、「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、意思疎通支援者派遣・設置手話通訳者の配置事業など移動やコミュニケーション手段の確保などに取り組んでいます。

手話を必要とする人の意思疎通支援を行う手話通訳者が少ないことや手話以外にも障がいの特性によって、いろいろなコミュニケーション手段を必要としている人がいます。

更なる社会参加促進のために、障がいのある人自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用などの支援に取り組んでいく必要があります。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、意思疎通支援者派遣・設置手話通訳者の配置事業による移動やコミュニケーション手段の確保
- ・ 手話言語条例の制定を検討し、手話を言語として明確に位置付け、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策の推進
- ・ 障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する条例の制定を検討し、全ての障がい特性による意思疎通に関する施策の推進
- ・ 障がいのある人自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用など、更なる社会参加促進のための支援

5 同和問題

施策の方向	①教育・啓発事業の推進
-------	-------------

同和問題とは、日本の歴史の過程で人為的につくられた身分階層構造に基づく差別で、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、3度にわたって制定された特別法に基づき、国及び地方公共団体は、同和問題に対して特別対策を実施してきました。

平成8（1996）年11月にそれまでの取組の成果や国の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえて、野田市同和対策審議会は「法期限後における、野田市の同和対策のあり方」についての意見具申を行いました。

市はこれを尊重して、必要な事業の見直しを進めるとともに、平成2（2000）年4月に、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権施策推進課」を設置し、平成14（2002）年2月には人権施策推進の基本指針となる「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画を策定しました。

その後、平成17（2005）年度には同計画の期間が満了したことから、人権施策を推進するための基本方針として、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定し、平成21（2009）年度と平成26（2014）年度の改訂を経て、現在まで人権に関する諸施策を総合的・効果的に推進してきました。

このような中、「部落差別解消推進法」が、平成28（2016）年12月に成立しました。この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別を解消することを目的として施行されました。国や地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を行うことを求めており、その結果として国民一人一人の理解が自発的に深まり、「部落差別のない社会が実現される」ことを目的としています。

施策の方向 ①教育・啓発事業の推進

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」の計画期間が令和元（2019）年度で終了することから、人権教育・啓発に関する野田市

行動計画（第3次改訂版）の策定を進めて、令和2（2020）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

ア. 差別意識の解消に向けた施策

（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課、生涯学習課）

現状・課題

「人権意識調査」の結果では、「親しく付き合っている隣近所の人や友達などが「同和地区」出身者であると分かったとき、どうしますか」という問いに対して、「これまでと同じように親しくつきあう」が83.4%で最多の回答でした。また、「もし仮にあなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身者であると分かったとき、どうしますか」という問いに対して、67.2%が「結婚する」（「相手の出身など問題にしない」、「迷いながらも結婚の意思は変わらない」の計。）との回答でした。

前回（平成25（2013）年）と比較すると多少の増減はあるもののほぼ横ばいの結果となっており、なお差別意識が見られることから、学校、地域、職場などの分野において、同和問題の歴史やこれまでの取組についての正しい知識を提供しつつ、引き続き教育・啓発の取組が必要となっています。

近年では、インターネット等に差別を助長するような書き込みをする等の行為が発生しています。また、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な要求をする「えせ同和行為」による被害が依然として存在しており、その根絶が求められています。

同和問題に関する差別意識は、着実に解消に向かっているものの結婚問題を中心に依然として存在しており、これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進していく必要があります。

平成25（2013）年度には、啓発事業の効果を上げるため一般向けの講演会は国・県の補助対象事業があるときに限り実施することとし、その他の年度では、各種団体等に出向き出前講座を開催するよう改善しました。

また、福社会館では、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として公民館や関係団体と連携しながら、地域交流事業、啓発事業、相談事業などの事業を実施しています。集会所では、広く人権課題に対する理解と認識を深めるため、社会教育に関する活動の総合的な推進に努めています。

取組の方針

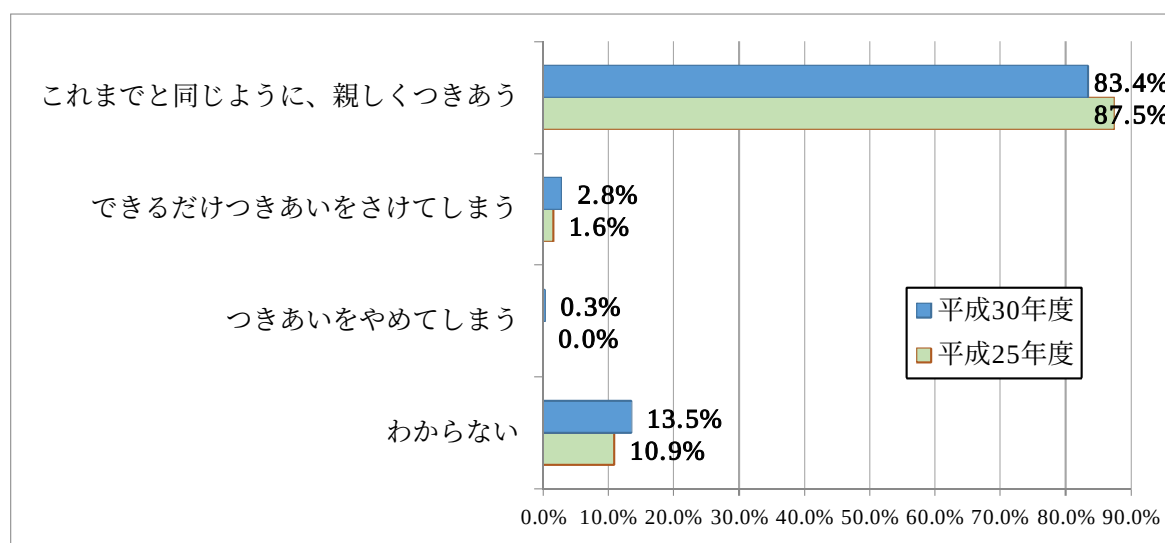
これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進していきます。

また、同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な取り組みを支援するとともに、住民相互の交流事業の実施や相談事業の更なる充実を図ります。

主な取組

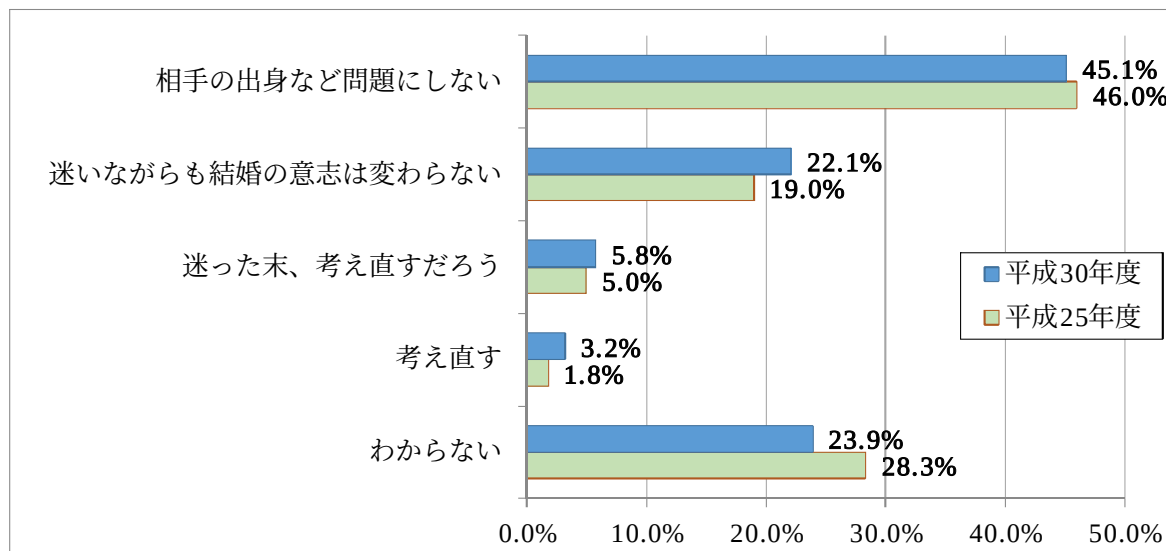
- ・ 差別意識の解消に向けた、講演会や研修会などの開催、啓発資料の作成や配布などによる、あらゆる場における教育・啓発の推進
- ・ 国・県の委託事業を受けた一般向け講演会の実施及びその他の年度に、各種団体等に出向いた出前講座の実施
- ・ 地域住民を対象にした福社会館による人権学習会の開催
- ・ 関係機関、企業などと連携し、同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」の排除のための啓発の推進
- ・ 同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、認識を深めるための、教職員研修会などの開催
- ・ 同和問題の解決を図るための住民相互の交流事業の開催と相談事業の更なる充実

（問 23）あなたは、親しくつきあっている隣近所の人や友達などが、「同和地区」出身であると分かったとき、どうしますか。



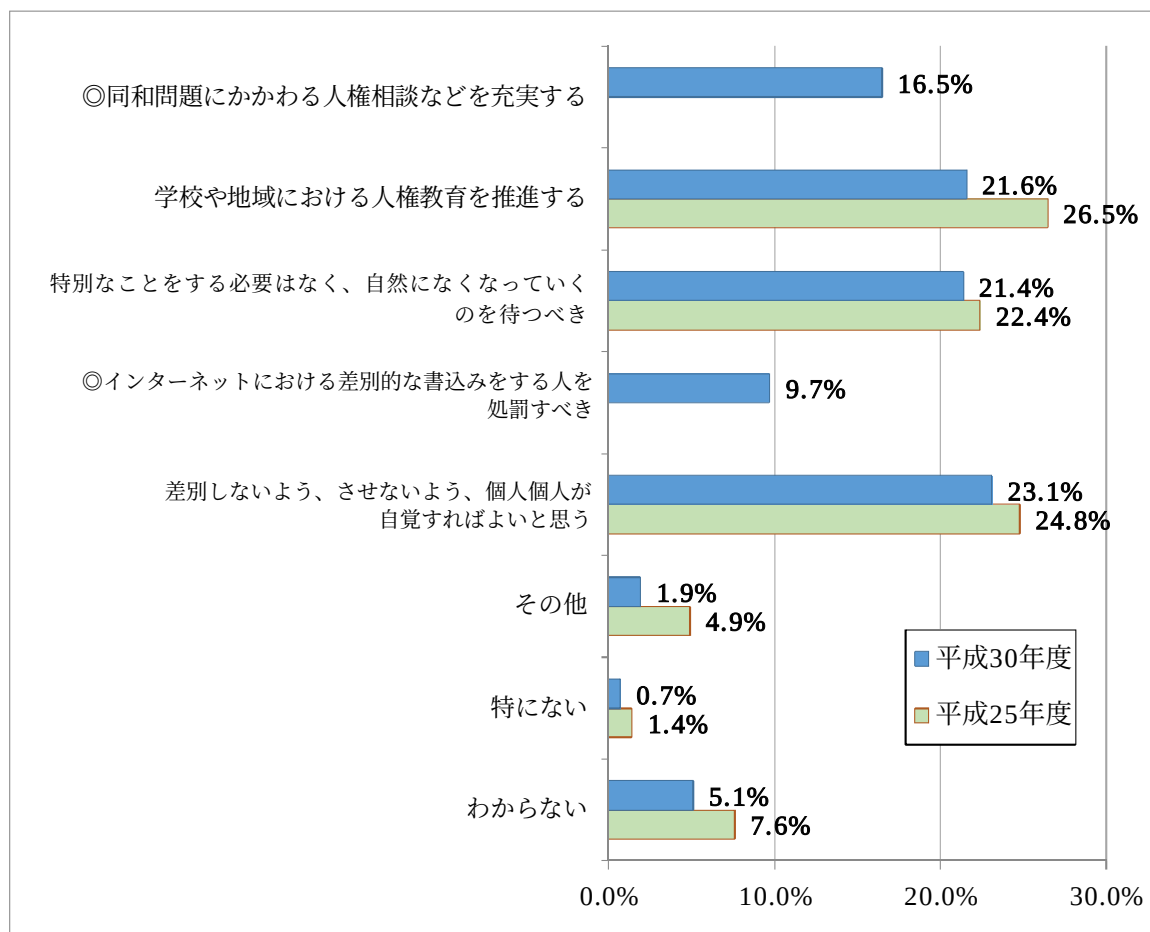
資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問 24）もし仮に、あなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身であると分かったとき、あなたはどのようにしますか。（複数回答）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問 26）同和問題の解決に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）◎今回新たに追加した項目



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

6 外国人

施策の方向	①生活情報などの提供
	②外国人への理解と交流

外国人の人権問題とは、日本国の国籍を持っていない人が国内で生活する上で言葉や文化、生活習慣の違いに起因し、誤解・偏見により差別を受けることや言葉が通じないことによりコミュニケーションがとれず、日本人と同等に医療機関などの利用や行政サービスを享受できない問題のことです。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、このような状況を踏まえ、平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。

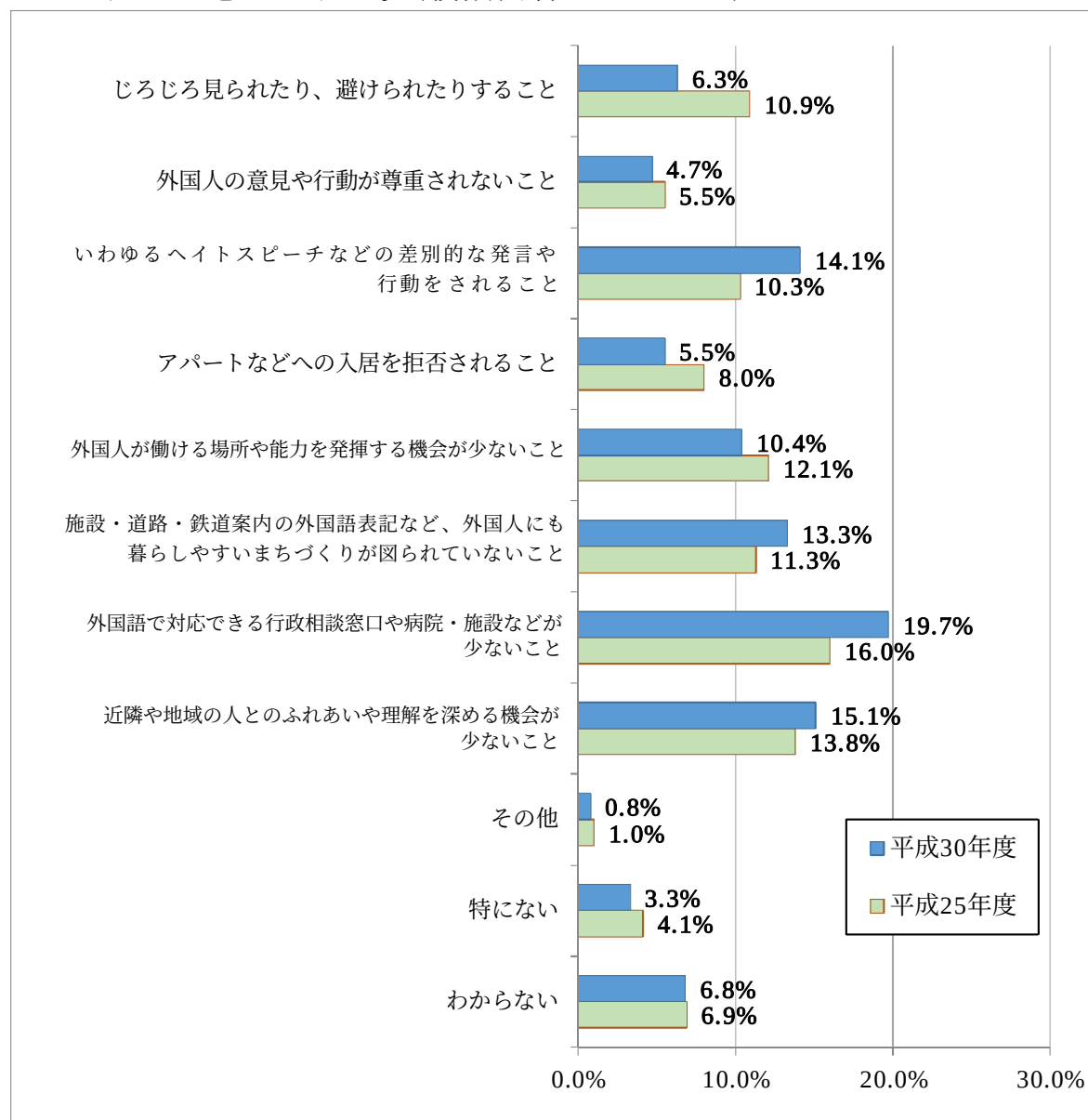
近年の国際社会を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、市においても、令和元（2019）年11月1日現在、61か国、3,325人の外国籍の市民が定住・滞在しており、前年に比べ411人の増加となっています。今後も出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により在留資格の拡大が図られたことから、在住外国人の増加が見込まれます。

「人権意識調査」の結果では、「外国人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、最も多かった回答が、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が19.7%、次いで「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」が15.1%でした。

また、「外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、最も多かった回答が、「互いが、共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」で21.0%、次いで「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」で16.4%となっています。

このようなことから、市で生活している外国人に対する行政サービスの充実や、理解と交流を図るための施策を推進することが求められています。

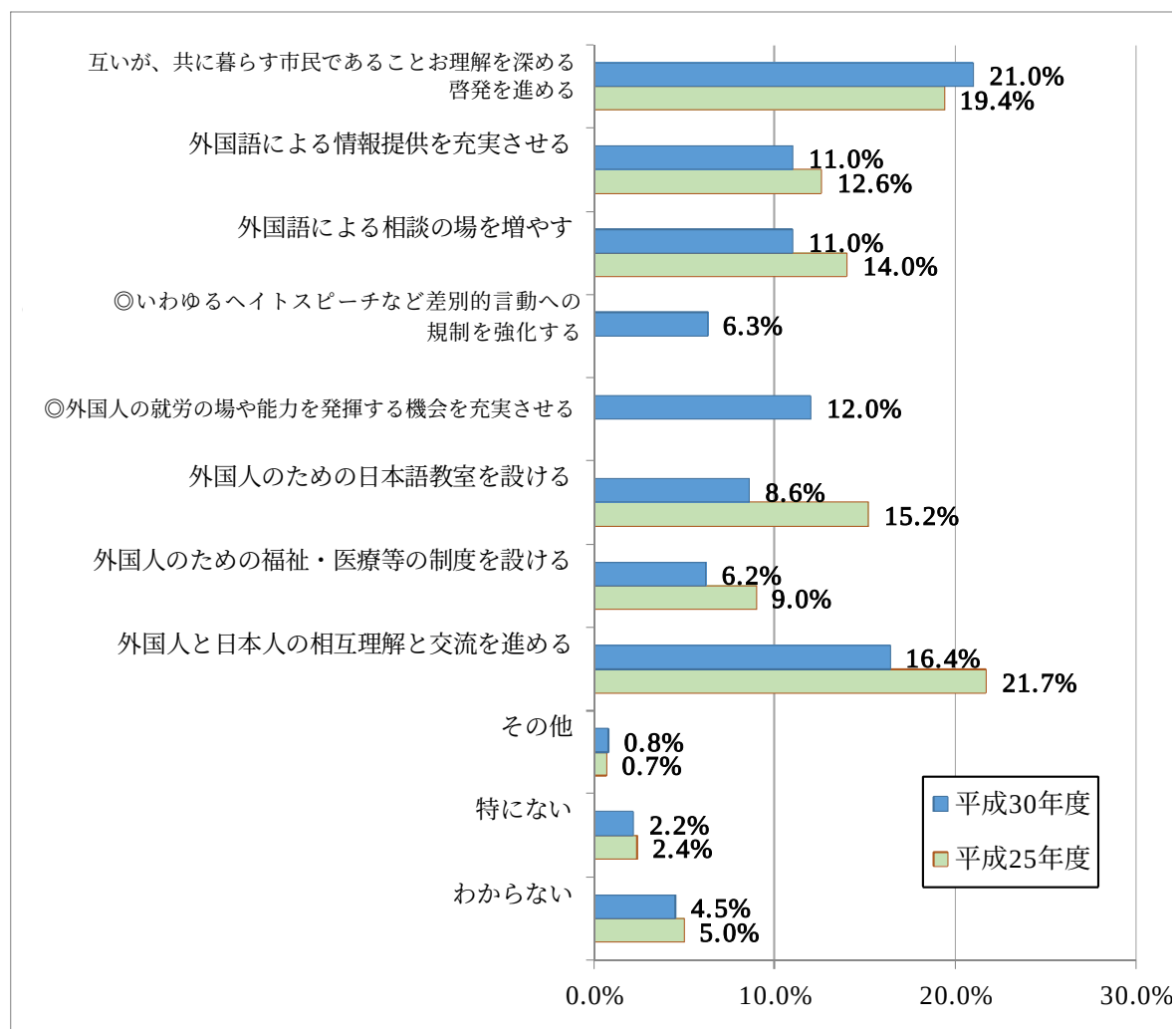
（問 27）あなたは、外国人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問28）あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）

◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①生活情報などの提供

ア. 多言語による情報提供

（担当課：企画調整課、市民課、国保年金課、広報広聴課、営繕課、行政管理課）

現状・課題

一般に外国人は、日本で生活するに当たって言語の違いなどにより行政サ

ービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題が指摘されています。

市内に在住する外国人の方が少しでも安心して生活ができるよう、市報等の行政情報についてスマホアプリを活用した多言語化、外国人相談窓口の設置など、本市に効果的に導入できる事業を実施していく必要性が高まっています。

また、窓口サービスにおいても、多言語による表記や案内が必要となっていることから、スマホアプリなどを活用した、多言語に対応した行政サービスの提供が求められています。

取組の方針

言語の違いなどにより外国人が行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題の解消を図ります。

主な取組

- ・ 行政窓口でのサービス業務案内の多言語化の推進
- ・ カタログポケットなどのスマホアプリを活用した、自動翻訳に対応した行政サービスの情報提供
- ・ 市民活動団体と連携した、日常生活のサポート
- ・ 国民健康保険制度における、適切な医療と健康管理に資するサービスの周知
- ・ 外国人相談窓口の設置などの検討

施策の方向 ②外国人への理解と交流

近年の国際化社会を反映して、市においても様々な国籍や民族の人たちが生活するようになりました。

しかし、日本で暮らす外国人をめぐっては、言語、習慣、宗教などの違いから相互理解がまだ十分ではなく、様々な誤解が生じる場合があることから、今後は、異文化を理解し認め合い対等な関係を築きながら共に生きる多文化共生社会を形成していくことが求められています。

ア. 野田市国際交流協会等の協力を得た国際交流の推進及び国際理解教育の推進（担当課：企画調整課、指導課、商工観光課）

現状・課題

その国の事情や民族文化への理解不足により偏見や差別が発生する場合もあることから、交流を深め、互いの文化の違いを認め合うことが重要です。

野田市国際交流協会が行う国際交流フェスタ、外国料理教室、外国人と自由におしゃべりをするサロンなどのイベント活動等を通して、異文化交流が図られています。

同協会では、外国人向けに日曜日と月曜日の週2回日本語教室を開催し、言葉の壁を軽減することで、日本での生活がしやすいようにサポートしており、市ではこれらの活動を通して、多くの市民と外国人の交流が友好に図られるように同協会の活動を支援しています。

また、在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得については必要に応じて職業訓練センターと連携していくこととしており、また日本語が不自由な小中学生への日本語学習の支援については各学校において民間を活用し実施しています。

取組の方針

次代を担う世代が、自国と外国の文化を理解し尊重する意識を育てることができるよう施策を推進します。

主な取組

- ・ 草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解の推進
- ・ 野田市国際交流協会の活動の支援
- ・ 小中学校における外国語学習等の充実
- ・ 外国語や総合的な学習の時間などにおいて様々な国の人と交流し、異文化を体験できるよう、野田市国際交流協会と連携を図りながら行う国際理解教育の推進
- ・ 在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得のための講座の実施について、必要に応じて職業訓練センターと連携した実施
- ・ 民間を活用した日本語が不自由な外国人児童、生徒への日本語教育の実施

7 HIV感染者など

施策の方向	①教育・啓発事業の充実
-------	-------------

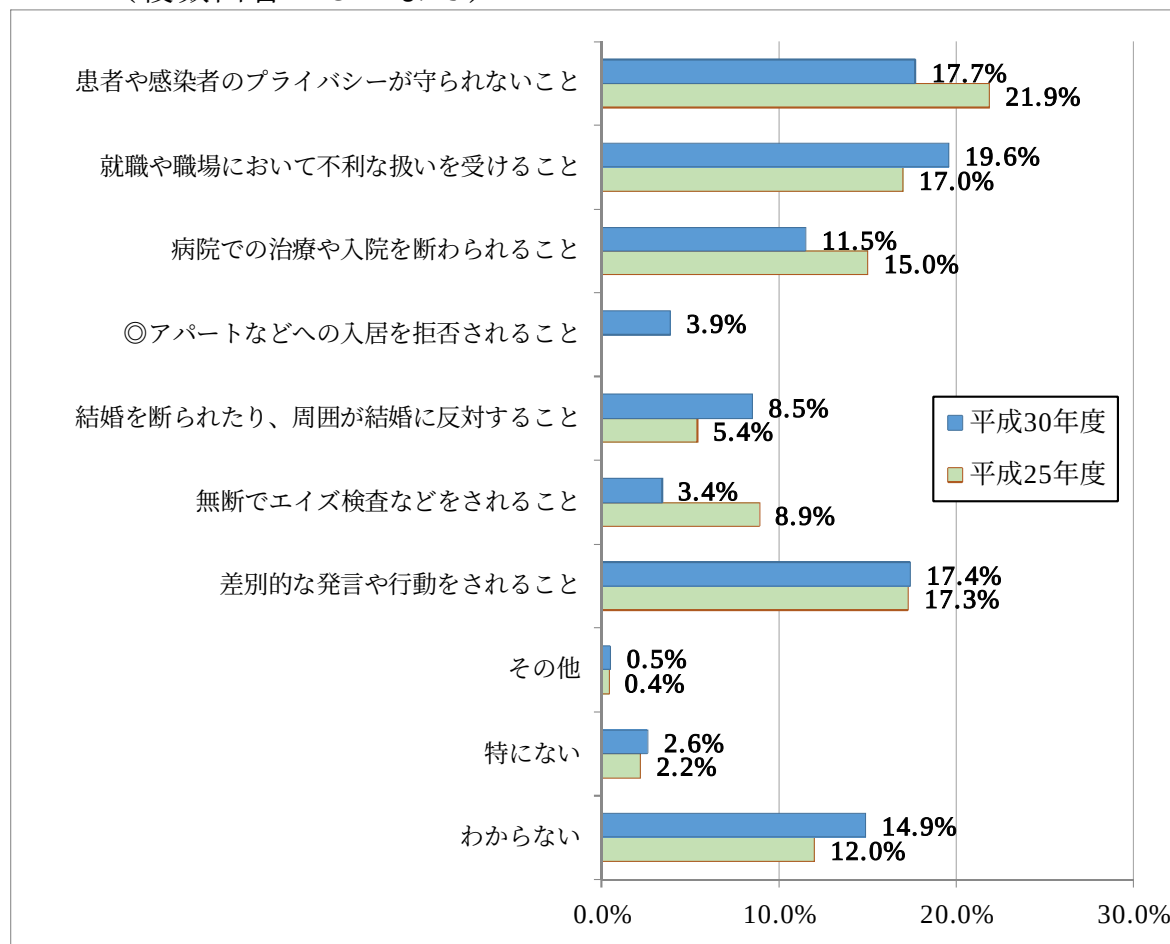
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、これらの感染症にかかった患者・元患者等が周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題です。

厚生労働省エイズ動向委員会の報告では、平成30（2018）年12月末現在、昭和60（1985）年からの累計の全国のHIVの感染者は20,836人、エイズ患者は9,313人ですが、毎年新規報告者数はやや減少傾向にあります。しかしながら、保健所におけるHIV抗体検査件数や相談件数が増えており、一層の支援策の推進が求められています。

ハンセン病患者については、明治40（1907）年に制定された「らい予防法」が平成8（1996）年に廃止されるまで隔離政策が行われ、平成13（2001）年の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行により、ハンセン病問題の全面的解決に向けての本格的な取組が始まりました。

また、差別や偏見の解消を進めるため、平成21（2009）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関わる法律」が施行され、令和元（2019）年11月には、ハンセン病の元患者家族に最大180万円を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

（問 29）あなたは、エイズ患者・H I V感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①教育・啓発の充実

ア. 様々な感染症に関する教育、啓発の取組

（担当課：保健センター、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

「人権意識調査」の結果では、「エイズ患者・H I V感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」との問いに対して、最多の回答が「就職や職場において不利な扱いを受けること」で19.6%と前回より2.6ポイント増加しています。次いで前回よりも低下していますが、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」が17.7%とな

っております。H I Vが性的接触以外の日常生活で感染する心配がないことは一般的に認識されつつありますが、前出の調査の結果は、感染を明らかにした上で普通に社会生活を送ることは依然困難であることを示しています。

思春期教育講演会後の生徒へのアンケート結果では、「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多くありました。

若年妊娠や性感染症の増加があり、正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

また、肝炎ウイルス検診、結核検診の周知に努める必要があります。

ハンセン病についても、正しい知識の普及啓発に努め、差別や偏見の解消に向け努力することが求められています。

新たな感染症に対しては、国、県からの感染症情報を的確に市民に提供する必要があります。

取組の方針

正しい知識の普及啓発を通じて、差別や偏見の解消に向け努めます。

主な取組

- ・ 国・県の実施する事業などに協力し、公共機関や医療機関などへのポスターの掲出、エイズ無料検査及び相談事業などについての広報の実施
- ・ 思春期の人工妊娠中絶や性感染症など、性に対する正しい知識の普及のため、市内中学校を会場に、生徒やその保護者なども聴講できる「思春期教育講演会」の開催
- ・ 肝炎ウイルスや、結核などの疾病検診についての更なる周知
- ・ ハンセン病を正しく理解するための講演会などの開催

8 様々な人権課題など

施策の方向	①様々な人権課題への理解のための教育・啓発の推進
	②関係機関や団体との連携

現在の日本社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも多種多様な人権問題が存在しており、一人一人の人権が尊重され、あらゆる偏見や差別のない社会を実現するため、正しい理解と行動を促すためのさらなる教育と啓発が必要です。

◎ 刑を終えて出所した人

（担当課：生活支援課、人権・男女共同参画推進課）

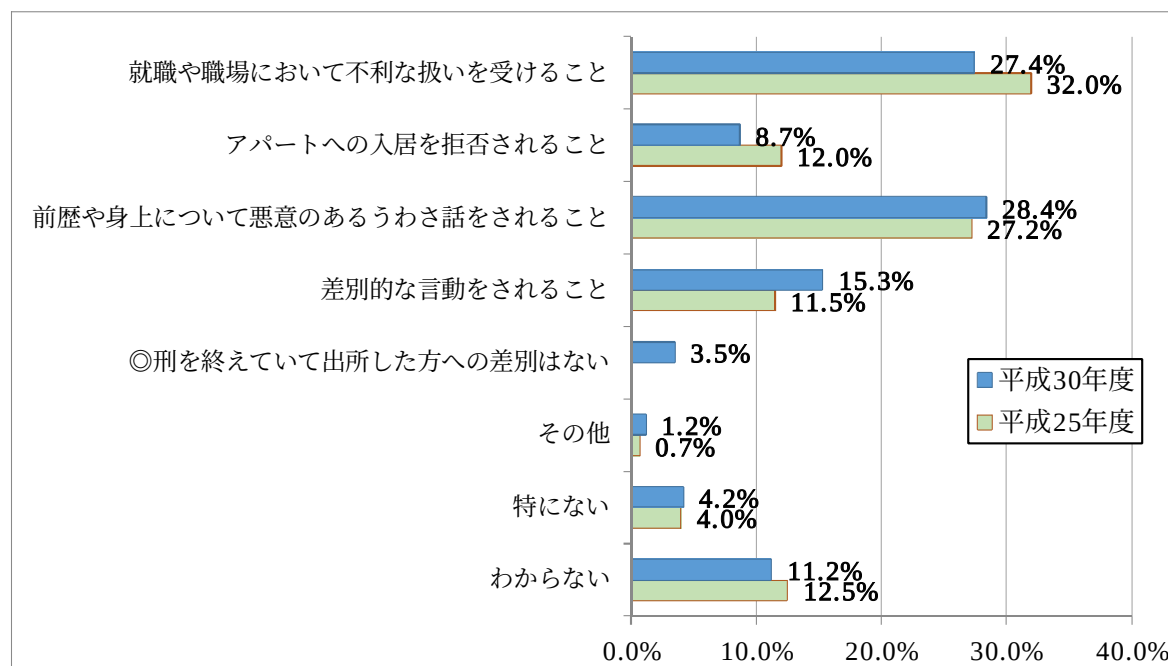
現状・課題

刑を終えて出所した人は俗に「前科者」などと呼ばれ、前科を持つ人は怖いとか、信用できないというような偏見を持たれることや、住居の確保、就職、結婚など社会生活の様々な場面において差別を受けることなどが、社会参加や社会復帰する際の障害となっています。

「人権意識調査」の結果では、「刑を終えて出所した人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「前歴や身上について悪意のあるうわさ話をされること」が28.4%で最も多く、次いで「就職や職場において不利な扱いを受けること」が27.4%となっており、社会復帰に向けた地域の理解の促進などが求められています。

「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じて地域の理解を深めるとともに、犯罪や非行の防止についても、関係機関や団体と連携し啓発を行っていますが、本人に強い意欲があっても、地域の中での偏見や差別意識、最近の不況下での就労先確保の困難さなどから、社会復帰に向けた活動は厳しい状況にあります。

（問30）あなたは、刑を終えて出所した人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

地域の理解を深めるために、「社会を明るくする運動」を全体会、地区啓発活動を継続して実施し、犯罪や非行の防止を図ります。

主な取組

- ・ 「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じた、更なる地域の理解の促進
- ・ 犯罪や非行の防止について、関係機関や団体と連携した啓発

◎ 犯罪被害者やその家族

（担当課：人権・男女共同参画推進課、防災安全課、広報広聴課）

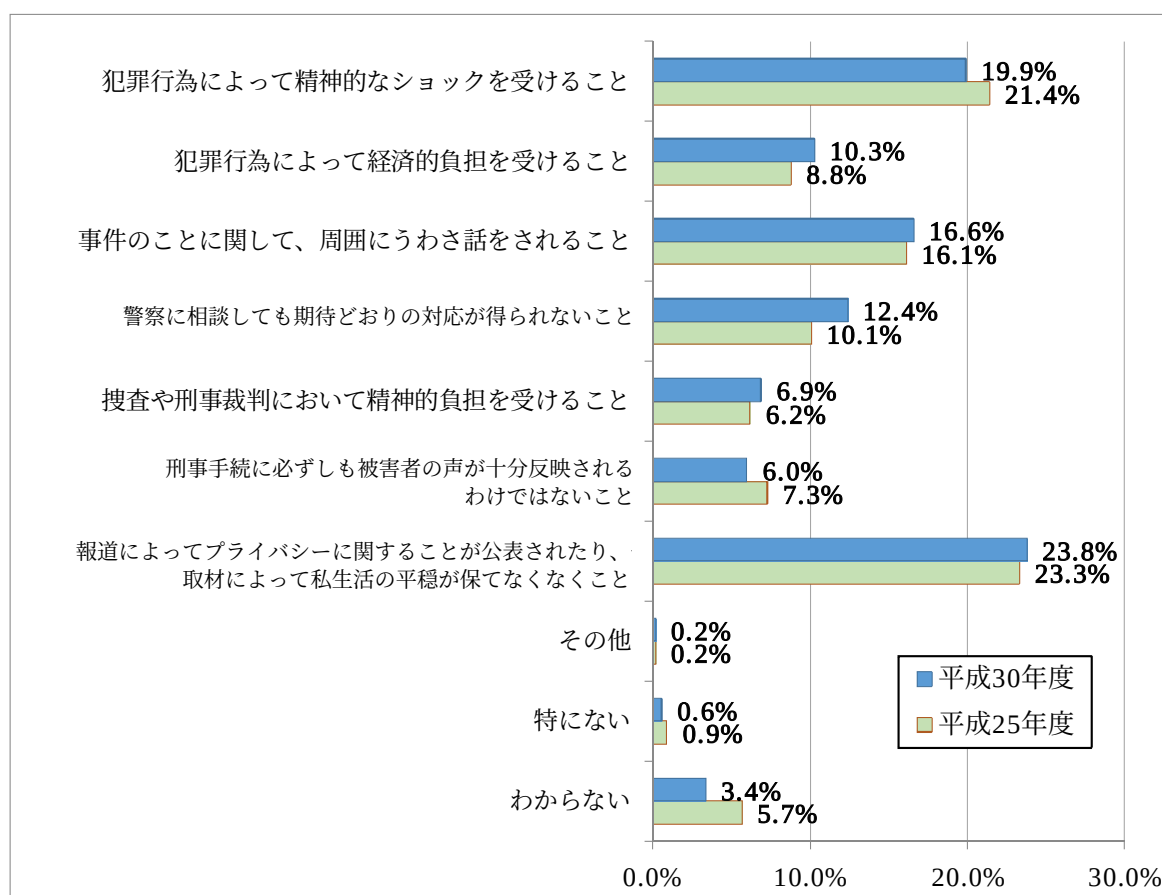
現状・課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により直接被害を受けるだけでなく、

その後の裁判等を通じて被る精神的負担や経済的負担を強いられます。また、マスコミ等の報道により、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受ける問題も起こっています。

「人権意識調査」の結果では、「犯罪被害者やその家族の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」と23.8%で最も多くなっており、社会全体で犯罪被害者やその家族を支えていく意識を醸成するための啓発活動や支援体制の整備などが求められています。

（問 31）あなたは、犯罪被害者やその家族の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて法務局など関係機関との連携に努めます。

犯罪被害者等支援条例について、国・県等の取組状況等を研究し、条例の制定について検討します。

主な取組

- ・ 国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて法務局など関係機関との連携の強化
- ・ 各人権講演会等の様々な機会を利用した、市民への啓発の推進
- ・ 犯罪被害者等支援条例の制定についての検討

◎ インターネットなどによる人権侵害

（担当課：指導課、青少年課、総務課、人事課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

インターネットの普及に伴い、様々な情報が素早く、簡単に入手できるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。しかしその一方で、インターネット上では、他人をひぼう中傷する表現、差別を助長する表現、悪質な差別情報の流布など人権にかかわる問題が多く発生しています。

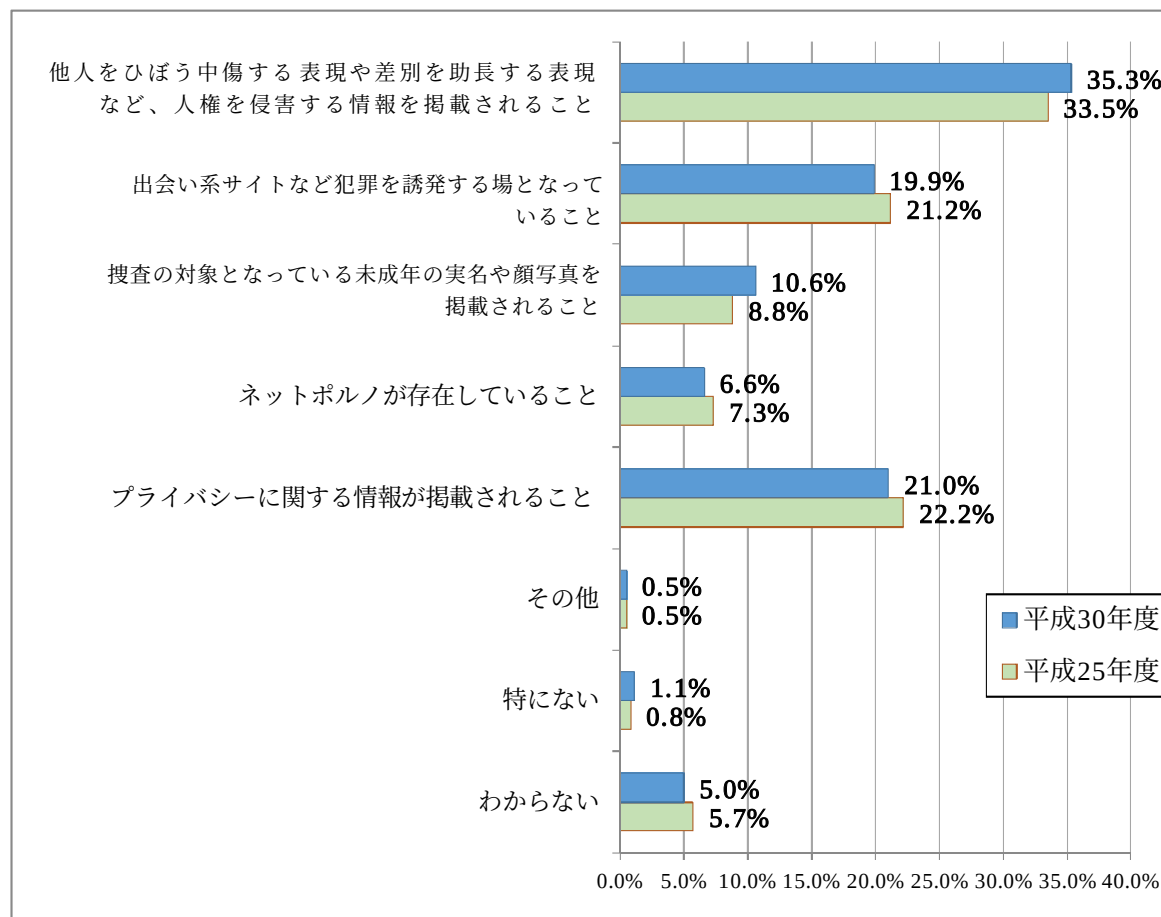
さらに、携帯電話やパソコンのネットからの有害情報の氾濫などが誘因となり、子どもたちが犯罪に巻き込まれるなど、社会環境の悪化が懸念されています。

インターネットや携帯電話の利用者は低年齢層まで拡大しており、学校教育におけるパソコンの授業を通じて、サイト利用やメールマナーなどについて指導することが重要です。

インターネット環境が日々変わっている状況に対応した最新の情報モラル・ルールなどの研修会・啓発が必要となります。

「人権意識調査」において、「インターネットを利用した人権問題についてどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「他人をひぼう中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載されること」が35.3%で最も多く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が21.0%となっており、インターネット情報モラルの啓発の必要性が求められています。

（問 32）あなたは、インターネットを利用した人権問題についてどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

最新のインターネット情報モラルについての啓発に取り組みます。

主な取組

- ・ 小中学校における、全教育過程を通じた「情報社会に参画する態度」の育成及び発達段階に応じた情報モラル教育の推進
- ・ 専門性のある講師による、最新のインターネット情報モラルについて啓発するための授業や研修会の実施
- ・ 最新のインターネット情報モラルについて啓発するための、保護者等の大人を対象にした、日々変わっていくインターネット環境に対応した情報モラル・ルールなどの研修会等の実施

- ・ 市民に対しての、インターネットなどを利用する際のモラル・ルールなどについての教育・啓発の推進
- ・ 市における、個人情報保護条例に基づいた個人情報の適切な管理及び市で利用するシステムの安全性の確保と研修などによる職員の啓発
- ・ インターネットによる人権侵害に対して適切に対応するため、法務局などの関係機関との連携・協力

◎ 性的少数者の人権

（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課）

現状・課題

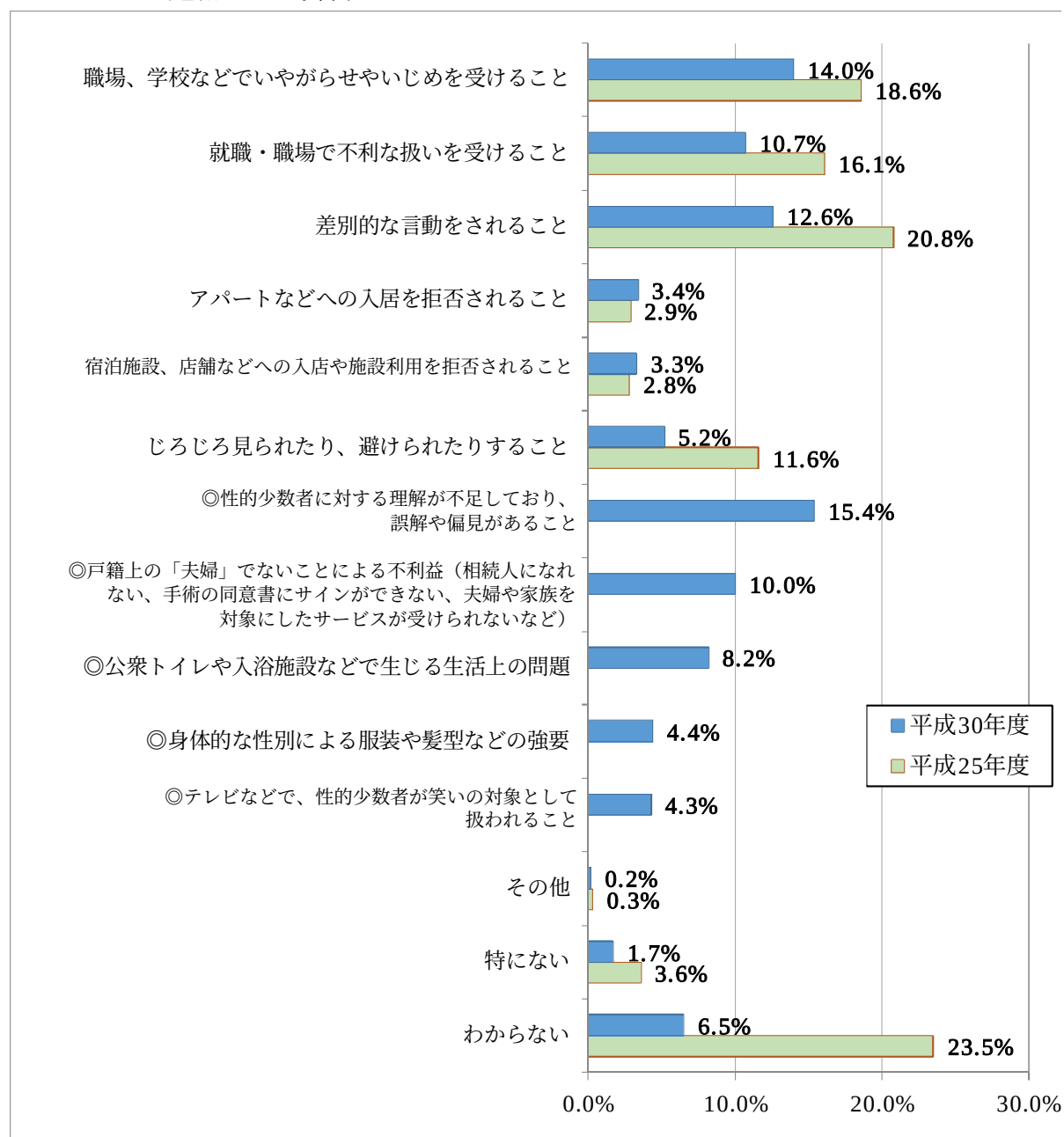
性的少数者とは、「セクシュアル・マイノリティ」や「L G B T」とも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、あるいは、性同一性障害のある人などを総称してこのように表現しています。これらの性的少数者の人々に対しての偏見や差別は人権問題です。

「人権意識調査」では、「いわゆるL G B Tなどの性的少数者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに対して、「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」と回答した方が15.4%と最多で、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が14.0%と、前回に比べ4.6ポイント下がっていることから、L G B Tなどの性的少数者に対する理解は進んでいることがうかがえます。

また、「いわゆるL G B Tなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」との問いに対して、「正しく理解するための教育や啓発を行う」と回答した方が34.3%と最多で、次いで「各自治体や企業などの取組により、社会全体の意識を高める努力をする」が18.6%となっていることから、性的少数者という理由で偏見や差別することなく、人それぞれの生き方を尊重する社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、啓発活動の充実を図る必要があります。

学校においては、身体の性、心の性、社会的な性、好きになる性の4つのものさしで多様な性を認め、お互いに尊重し合うことが大切であることを学校人権教育の中で扱っています。

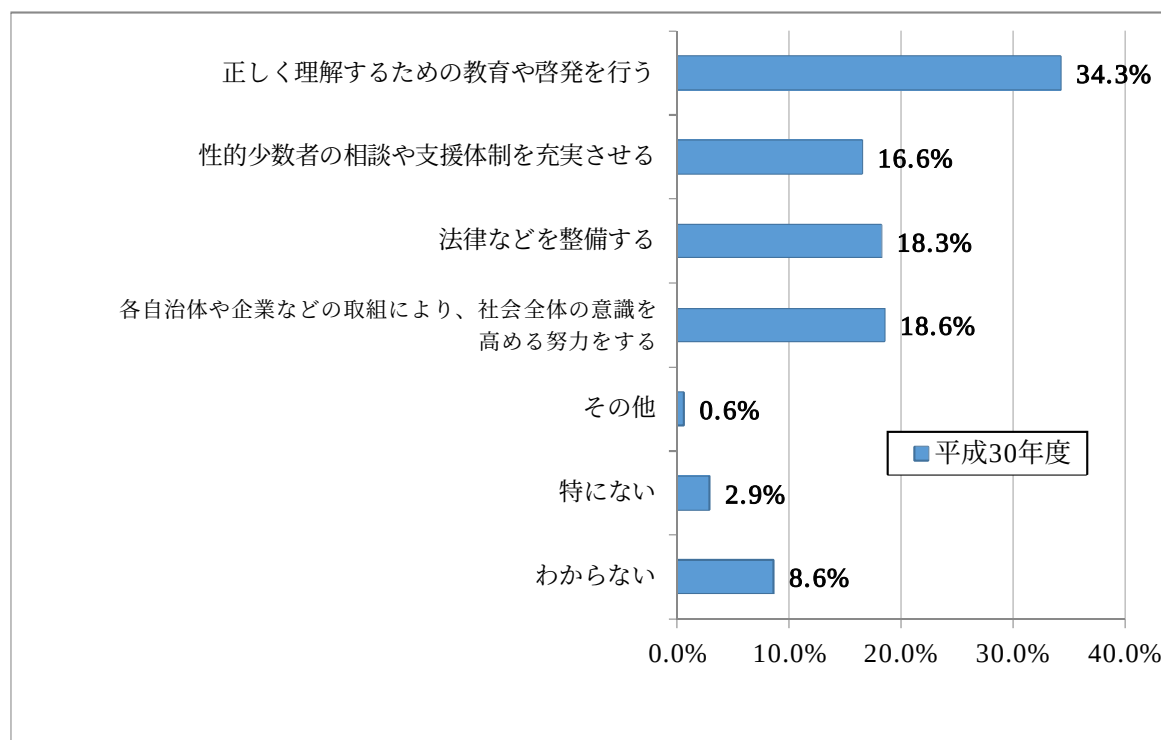
（問 33）あなたは、いわゆるL G B Tなどの性的少数者の人権に関するこ
とで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答）◎今回新
たに追加した項目



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問 34）あなたは、いわゆる L G B T などの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3 つまで）

☆今回追加した質問事項



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

性的少数者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組めます。

学校においては、教職員が適切に対応できるよう啓発や研修に取り組むとともに、児童生徒への教育を推進します。

主な取組

- ・ 様々な場面を活用した性的少数者の人権擁護を図るための市民への啓発の推進
- ・ 「学校人権教育指導者養成講座」や「新規採用教職員研修」など、様々な場面を活用した性的少数者研修会等の実施

◎ 大規模災害に関する人権問題

（担当課：人権・男女共同参画推進課、防災安全課）

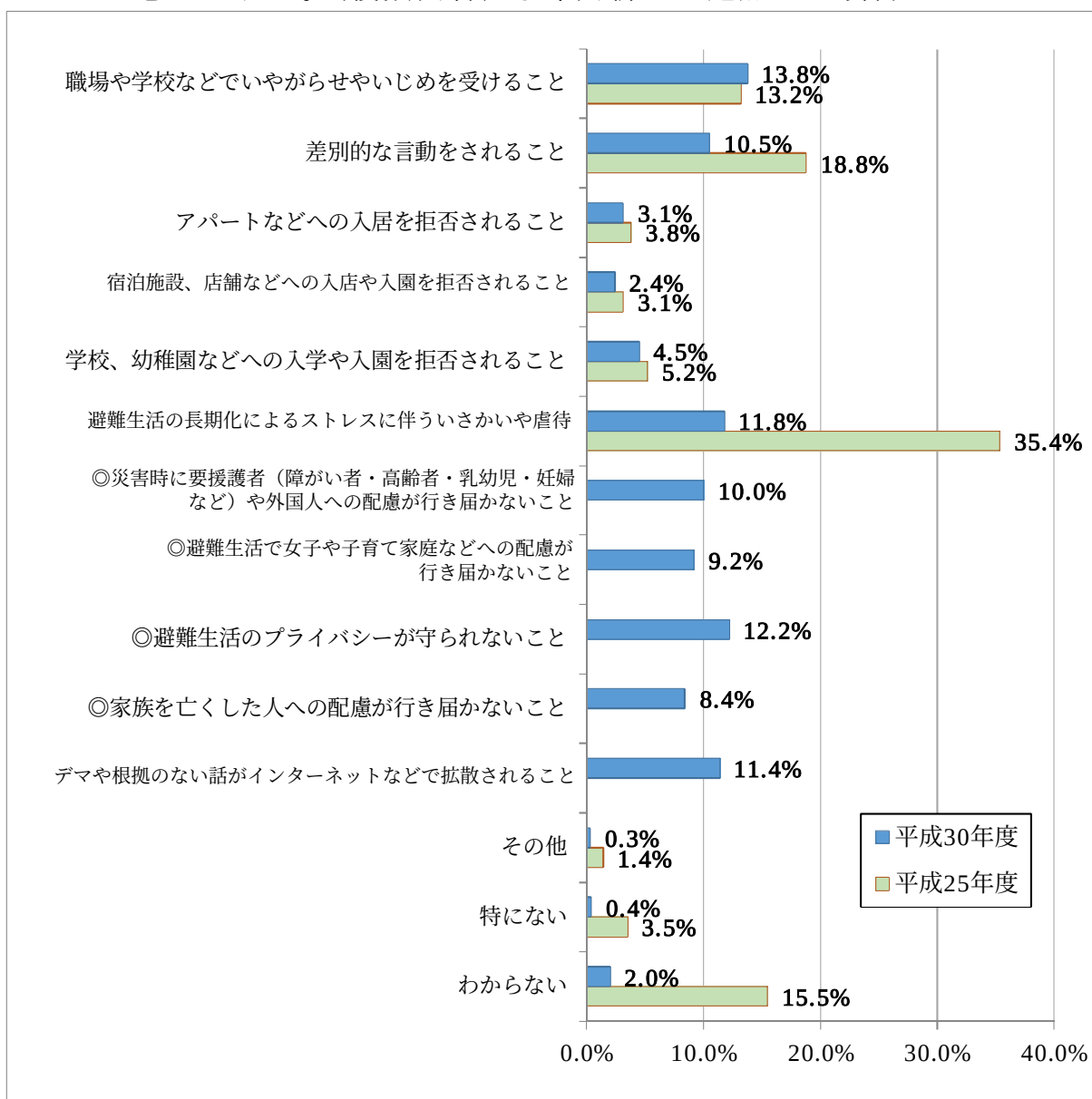
現状・課題

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線被ばくに関しても、偏見や根拠のない思い込みにより避難者に対し、いじめや差別など人権侵害が生じています。

「人権意識調査」では、「地震などの自然災害や、それに伴って発生した原子力発電所の事故により被災した方に、どのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対して、「職場や学校などでいやがらせやいじめを受けること」が13.8%と最も多く、「避難生活のプライバシーが守られないこと」が12.2%と2番目に多い回答となっていることから、今後もこういった災害時の人権侵害を防ぐため、今後も市民への継続した啓発に取り組む必要があります。

（問 35）あなたは、地震などの自然災害や、それに伴って発生した原子力発電所の事故により被災した方に、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ その他 （担当課：人権・男女共同参画推進課）

これまでに述べてきた人権課題の他にも「アイヌの人々」や「北朝鮮当局による拉致問題」などもあります。

国の動きとしては、平成18（2006）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、また、平成31（2019）年4月には、アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

これらの課題においても、全ての人の人権を尊重し保障していくという視点に立ち、正しく理解するための教育・啓発活動の推進に努めます。

目標（３）人権擁護の充実

目標 （3）人権擁護の充実

施策の方向	①相談窓口の充実
	②人権侵害被害者への対応の充実

法務省人権擁護局の平成30(2018)年度人権侵犯事件状況報告によると、新規受理件数は19,063件、前年比2.4%の減少で、特徴としては、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が1,910件、前年比13.8%の減少と、前年に次いで過去2番目に多い件数でした。また、セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が、410件、前年比35.3%と増加しました。

私人等における人権侵犯事件では、住居・生活の安全に関する侵犯（相隣間におけるものなど）が3,730件と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が2,955件、暴行・虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待など）が2,749件、強制・強要事案（夫の妻に対する強要、ストーカー行為など）が2,281件、プライバシー関係事案（インターネット等によるものなど）が2,257件、労働権関係事案（パワーハラスメント、労働基準法違反など）が2,106件と大きな割合を占めています。

また、「人権意識調査」においても、「あなたは、今までに、御自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問に28.7%が「ある」と答えており、前回より1.0%以上上昇しています。

（参照：P7（問3）のグラフ）

今後、一層複雑多様化していく人権課題に対して、実効性のある人権侵害の早期発見と救済を進めていくためには、市民がどんなことでも、気軽に相談できるよう相談窓口の更なる充実が必要です。また、人権侵害を受けた場合の救済制度について様々な機会を捉えて市民に周知するとともに、法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）との緊密な連携が必要です。

施策の方向 ①相談窓口の充実

現状・課題

市民の様々な悩みや相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談、専門カウンセラーによる女性のための相談、DV相談、家庭児童相談、子どもSOS、教育・いじめ相談、教育相談、心配ごと相談、職業相談、消費生

活相談、法律相談、一般市民相談などの窓口を設けてそれぞれ相談を行っているほか、各担当窓口でも毎日相談を受け付けています。

なお、障がいのある人に関する相談については、障がい者支援課において総合相談を実施しているほか、相談支援事業者への委託による相談支援機能の強化、指定相談支援事業所による計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援の実施、「野田市障がい者団体連絡会」の協力により当事者関係者相談を実施し、適切な支援に取り組んでいます。

今後とも市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

取組の方針

市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

主な取組

- ・ 市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携・充実
- ・ 市報や市ホームページ等による各相談窓口の周知

施策の方向 ②人権侵害被害者への対応の充実

現状・課題

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権を侵害された被害者からの相談や申告を受けた場合、直ちに法務局と協議し、必要な調査を行っています。

その結果、侵犯事実の認定がされた場合には、ケースに応じて、援助、要請、説示、勧告、告発などの救済措置を行っていますので、人権侵害を受けた場合の救済制度について、制度の更なる周知を図る必要があります。

取組の方針

人権侵害を受けた場合の救済制度について、様々な機会を通じて制度の更なる周知を図るとともに、人権侵害があった場合には、人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）と連携を図り、速やかな対応に努めます。

主な取組

- ・ 人権侵害を受けた場合の救済制度について、人権週間や人権擁護委員の日といった様々な機会を通じた制度の更なる周知
- ・ 人権擁護機関との更なる連携の強化
- ・ 市報や市ホームページなどによる人権相談窓口の市民への周知

目標（４）計画の推進

目標 （４）計画の推進

1 推進体制

施策の方向	①全庁体制での取組
-------	-----------

施策の方向 ①全庁体制での取組

行政には、人権と関係のない部局はありません。あらゆる部局は市民の権利と密接に関係のある業務を行っており、公務の遂行に当たっては、一人一人の職員が人権尊重を基本とする認識・姿勢を持たなければなりません。

このような認識も踏まえて本行動計画の積極的な推進を図るため、市長を本部長とする「野田市人権施策推進本部」を中心として、全庁体制で相互に連携を密にしながら、法改正や状況の変化を見据えつつ、取組を進めます。

2 関係機関・団体との連携

施策の方向	①関係機関・団体との連携
-------	--------------

施策の方向 ①関係機関・団体との連携

本行動計画の推進に当たっては、施策の性格として広域的な展開が求められるものについては、国（法務省の地方機関としての地方法務局）、県、近隣市と連携をとりながら取り組むこととし、「千葉県市町村人権施策連絡会」における情報交換や合同研修会などの場を活用します。

また、現在、「柏人権擁護委員協議会野田部会」、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」などの人権関係者、企業のほか、ボランティア団体など市民団体やNPOなどとの協力連携により、様々な機会を利用して積極的に啓発事業を進めているところですが、今後も、人権や福祉について先進的な取組

をしている団体や関係者などの情報を集め、新たな連携の検討や人権教育・啓発の手法の研究に努めます。

また、「公益財団法人人権教育啓発推進センター」の人権ライブラリー、人権啓発指導者養成講座などを積極的に利用するとともに、「一般社団法人千葉県人権啓発センター」の情報誌や講演会により千葉県内の人権に関する情報を得ていきます。

3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進

施策の方向	①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発
	②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発
	③様々な機会を利用した教育・啓発

本行動計画は、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」の推進を目指し、野田市として市民ぐるみで取り組むための行動指針であり、市民が講演会などの事業・施策に積極的に参画し、また、人権施策に関する事業を必要に応じて利用できるよう周知に努めることが大切です。

「人権意識調査」では、「市では人権についての理解を深めていただくために様々な取組を進めていますが、「あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いでは、「学校や地域における人権教育の充実」が22.7%と一番多く、次いで「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が16.0%、「人権に関する相談体制の充実」が13.3%」となっており、学校や地域における人権教育の必要性や啓発活動の充実などが求められています。

（参照：P25（問37）のグラフ）

市では、今後も幅広い層の市民が事業・施策に参画し、また利用できるよう、市報やホームページなどを通じて積極的なPRを行い、資料や情報の提供に努めます。

本行動計画に盛り込まれた事業・施策を効果的に推進するためには、市民一人一人が自分自身や他の人の人権の大切さや、人権にかかわる各種の課題について正しく理解することが必要です。このため、人権教育・啓発を行うに当たって、次の点に留意しながら進めます。

施策の方向 ①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発

教育・啓発の対象者は全市民であり、子どもじんけん映画会や人権出前講座などを通じて、多様な年齢や職業の市民一人一人の生活の中に人権意識が根付くことを目標に、明確かつ簡易な表現での情報発信に努めます。

施策の方向 ②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発

児童・生徒に向けた教育読本の作成などに当たっては、本行動計画の目的と内容を踏まえるとともに、それぞれの段階で興味を持て、気軽に読んでもらえるよう工夫をします。

また、講演会や講座などについては、より多くの市民が参加できるよう、一般向け講演会及び出前講座を実施しますが、更に内容を工夫します。

施策の方向 ③様々な機会を利用した教育・啓発

野田市では様々な行事が開催されており、これらの機会を利用して、特定の人々や団体だけでなく、これまで人権問題に関心のなかった人も教育・啓発事業に参加できるように工夫し、あらゆる人々がそれぞれの認識や理解に応じて人権意識を高めていけるよう努めます。

また、「柏人権擁護委員協議会野田部会」との連携により、特設の人権相談コーナーを設けるなどの手法により相談窓口と人権擁護委員の活動について一層の周知を図ります。

4 計画のフォローアップ及び見直し

施策の方向	①野田市人権施策推進本部による進行管理
	②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

施策の方向 ①野田市人権施策推進本部による進行管理

本行動計画の事業・施策が適切に推進されているか、また効果を上げているかという点について定期的にフォローアップをしていくため、施策体系に基づき「野田市人権施策推進本部」が進行管理を行います。

施策の方向 ②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

本行動計画の事業・施策について、定期的に又は適宜野田市人権施策推進協議会に報告し意見を求めます。

本行動計画は、計画期間の終了、又は必要に応じて見直すこととし、見直しに当たっては「野田市人権施策推進協議会」に諮問することとします。

参考資料

- ・ 用語集
- ・ 野田市人権施策推進協議会設置条例
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

用語集

【アルファベット】

H I V

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略語。

H I Vは、感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の血液・精液・^{ちっ}膣分泌液・母乳などが、性行為、輸血、注射針の連続使用、授乳などにより直接接触することでのみ感染する。通常の身体接触やくしゃみ・咳による空気感染はなく、唾液や涙などの体液による感染するという症例もない。H I V感染による免疫力低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（AIDS 後天性免疫不全症候群）の発症までには10年前後かかると言われている。近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療が確立されてきている。

L G B T

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。日本では、L G B Tを含めた性的少数者全体をさす用語として使われることもある。

N P O (Nonprofit Organization)

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。非営利組織と訳される。特定非営利活動促進法（N P O法）に基づいて認証されたN P O法人はその一部で、法人格をとっていないN P Oも多い。今日では、政府や市場がうまく機能しない領域を補完するだけでなく、より積極的に公共サービスを担うなど政府や企業との協働関係も変化し、政治的にも経済的にも社会に影響力を持つ存在になってきている。

S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

「Social Networking Service」の略語。インターネットを通じて、人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティに参加したり、電子掲示板やメッセージの送受信によるコミュニケーションを図ることができる。代表的なサービスは、ツイッターやフェイスブックなど。

Stop it

いじめなどの不適切な行為を匿名で簡単に報告・相談できる「STOPit モバイルアプリ」と、報告・相談を受けた担当者用のウェブブラウザ向け管理ツール「DOCUMENTit」で構成されるプラットフォーム。学校や企業内におけるいじめやハラスメント、犯罪行為などの早期発見や抑止に役立つツールとして注目を集めている。

【あ行】

アイヌの人々

北海道を中心に日本列島北部、樺太（からふと・サハリン）・千島列島などに居住する民族。伝統的に狩猟・漁労・採集を主とする自然と一体の生活様式をもち、吟遊形式の叙事詩ユーカラが伝わる。室町時代から和人との交渉を生じ、江戸時代には松前藩や商人などに従属を余儀なくされ、明治以後は、同化政策にもとで言語など固有の慣習や文化の多くが破壊され、人口も激減した。

インターネット

世界中にある複数のネットワークを相互に接続することで構築された、巨大なネットワーク。一般的には、インターネット上で提供される Web（WWW）サービスを指してインターネットと呼ぶ場合もあり、Web コンテンツの閲覧や情報検索、サービスなどを利用することを「インターネットをする」などという。代表的なサービスは、電子メール、映像・音楽の配信、情報の共有や公開、情報検索システム、オンラインショッピング、インターネット電話、コンピューターの遠隔操作などがある。

インフラ（ストラクチャー）

産業や生活の基盤を形成する施設の総称。道路、港湾、鉄道、空港、工業用水といった産業基盤となる施設や住宅、環境衛生、上・下水道、公園、学校などの生活基盤となる施設、最近では、病院、福祉施設などの厚生福祉施設や情報通信網なども含まれる。これらの施設は、国や地方自治体によって整備されている。

えせ同和行為

同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を口実に企業や行政機関に対して、不当な利益や義務なきことを要求する行為

【か行】

キャリア教育

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」とし、小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じて実施される。具体的には、社会科見学、ボランティア活動、職場体験、地域や身近な人の職業を調べる、インターンシップ、学校オリジナル商品の開発や販売など

ケアマネジメント

介護支援サービス機能。介護の必要な高齢者や障がいのある人に適切な介護計画を立て、それに基づいて効果的なケアを提供すること

国際人権規約

昭和46（1966）年の国連総会で採択された、基本的人権を国際的に保護するための条約。世界人権宣言を補強するもので、締結国に対して法的拘束力をもつ。社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）、自由権規約（市民的、政治的権利に関する国際規約）及び自由権規約に関する二つの選択議定書からなる。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

【さ行】

児童虐待相談電話「子どもSOS」

虐待を受けている子供本人や、虐待の疑いのある親子を発見した方からの通報や、虐待をしているのではと悩んでいる保護者などからの電話相談を受ける取組

児童相談所全国共通ダイヤル「189」

出産や子育ての悩み、あるいは児童虐待に関し、速やかに児童相談所へ相談や通告ができるように設けられている電話相談の窓口。匿名での連絡が可能で、連絡者や通報内容に関する秘密は守られる。原則として、通年毎日24時間受け付けている。

手話

手指や表情を使って、気持ちや意志を伝え合うコミュニケーションの方法として用いる視覚的な言語のこと

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成 28（2016）年 4 月施行

情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範を指す。

人権（Human Rights）

すべての人間が生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。誰もの人権が尊重されるためには、自分だけの人権だけでなく他人の人権も尊重し、お互いの権利を認めあうことが必要とされている。

人権教育のための国連 10 年

平成 6（1994）年の第 49 回国連総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目的として決議された、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年の 10 年間を指す。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家

スクールサポーター

学校と警察をつなぐ役割として、退職した警察官や教員を学校に派遣する制度。小学校や中学校を訪れ、専門的な知識や経験を生かして教員の相談を受けたり、助言を行っている。警察への通報を勧めることもある。

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル、不登校といった学校で起きた問題の解決に向けて派遣するよう助言される弁護士のこと

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に、預貯金などの財産管理、福祉サービス利用契約などの支援をする制度。後見人の選任は、本人や家族、市町村長の申立てを受けて家庭裁判所が選任する法定後見制度と、本人があらかじめ選任しておく任意後見制度がある。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会で、「すべての人民とすべての国が達成すべき人権の共通基準」として採択された宣言。これを記念して、12月10日が「世界人権デー」とされ、日本では、この日に先立つ1週間を「人権週間」としている。

セクシュアル・ハラスメント

職場などで、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。略して「セクハラ」。直接的な言動等ではなくても、性的なイメージを彷彿^{ほうふつ}させるポスターを提示することなどが、性的な嫌がらせとなることもある。性暴力の一つ

【た行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

特定職業従事者

地方公務員（市職員を含む）、教職員、保健・医療・福祉関係者のこと。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のこと

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。暴力の形態には、身体的暴力（殴る、蹴るなど）、精神的暴力（大声でどなる、ばかにする、外出や交際を制限するなど）、性的暴力（性行為の強制など）や経済的暴力（生活費を渡さないなど）などがある。被害者は女性に限定されないが、多くの場合は女性で、女性に対する暴力の根底には、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方がないといった女性の人権の軽視があるとされている。交際中の若い恋人の間でおこる暴力は、デートDVともいう。

【な行】

ニート（NEET=Not in Employment, Education or Training）

仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態、若しくはそういう状態の人を表す言葉。イギリスの内閣府が作成した報告書において、働かない若年層が社会問題化するなかで生まれた言葉。社会への違和感から、労働する意志、教育を受けようとする意志を持てないところから、失業者やフリーターとは異なる。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人を特別視したり、特別扱いするのではなく、平等に扱われ、かつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。社会福祉の基本的理念の一つ

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいのある人にとって、安全かつ住みよい社会を作るために、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や情報に関わる障壁などを取り除いていこうという考え方。その取組がバリアフリー化。近年では、高齢者や障がいのある人、健常者の別なく、全ての人々に使いやすい設計として、ユニバーサル・デザインの考え方が重視されている。

パワーハラスメント

職場でのいじめ、嫌がらせ。略して「パワハラ」。同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な業務範囲を超えて、継続的に、精神的・身体的に苦痛を与えて人格と尊厳を侵害することや、就労環境を悪化させたり雇用不安を与えること

ハンセン病

「らい菌」という細菌の感染によっておこる感染症。毒性や感染力は非常に弱い、患者は顔や手の変形する症状や「遺伝病」という誤解などから激しい差別や偏見を受けた上に、国が行った隔離政策により、国立の療養所に強制収容され、堕胎や断種を強要された。現在は薬で完治する。

ファシリティマネジメント

市の土地、建物、設備等の施設について、経営的な視点から設備投資や管理運営を行い、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ること

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」。部落差別のない社会を実現することを目的に、国・自治体の責務として、情報提供、指導・助言、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査などを明記した理念法。平成 28（2016）年 12 月施行

プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利を指す。

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進するため、平成 28（2016）年 6 月に施行された。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式や営み方のこと。または、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指す。

拉致問題

昭和 50（1975）年代に北朝鮮の工作員が複数回にわたって多数の日本人を不当に連れ去った問題。平成 14（2002）年に 5 人の被害者が帰国したが、ほかにも多くの日本人が北朝鮮に居住することを余儀なくされていると考えられている。現在、政府が拉致被害者として認定しているのは 17 人だが、このほかにも拉致の可能性が排除できない事案があると認識し、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国に取り組んでいる。

リハビリテーション

何らかの障がいを持つ人の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させるために行う機能訓練や、社会復帰のために行う専門的な指導のこと。

また、障がいのある人が社会を生きる上で負わされた様々なハンディキャップの全てを軽減させ、自立性を向上させることで、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復させるという定義で用いられることもある。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢などにかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働いて、仕事上の責任を果たすとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた、家庭や地域における様々な活動や自己啓発をバランスよく展開できる状態

○野田市人権施策推進協議会設置条例

平成13年3月29日

野田市条例第8号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成15年5月27日条例第57号

平成18年9月29日条例第33号

平成22年9月30日条例第27号

平成24年7月13日条例第18号

平成25年6月28日条例第31号

令和元年9月25日条例第13号

（設置）

第1条 人権問題に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- （1） 人権施策に係る行動計画の作成及び推進に関すること。
- （2） 人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び推進に関すること。
- （3） その他人権施策に関し市長が必要と認めること。

（組織及び委員）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 人権擁護委員を代表する者
- （2） 女性問題関係者
- （3） 民生委員児童委員を代表する者
- （4） 高齢者団体を代表する者
- （5） 障がい者団体を代表する者
- （6） 同和問題関係者
- （7） 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- （8） 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- （9） 保護司会を代表する者
- （10） 人権啓発推進企業を代表する者
- （11） 野田市国際交流協会を代表する者
- （12） ドメスティック・バイオレンス被害者支援団体を代表する者
- （13） 青少年補導員を代表する者

（14） 生涯学習に関する知識を有する者

（15） 関係行政機関の職員

（16） 関係教育機関の職員

（17） 公募に応じた市民

（平18条例33・平22条例27・平24条例18・平25条例31・令元条例13・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（参考意見等の聴取）

第7条 協議会及び次条に規定する専門部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する事項を専門的に調査、審議するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選による。

5 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 協議会の事務の所掌は、市長の定めるところによる。

（委任）

第10条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（野田市同和問題連絡協議会設置条例の廃止）

- 2 野田市同和問題連絡協議会設置条例（平成9年野田市条例第6号）は、廃止する。

（野田市同和問題連絡協議会設置条例の一部改正）

- 3 野田市同和問題連絡協議会設置条例の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

（協議会委員の任期の特例）

- 3 第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成13年6月30日現在在職している委員の任期については、平成14年3月31日まで延長されたものとみなす。

附 則（平成15年5月27日野田市条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年6月6日から施行する。

（任期の特例）

- 2 改正後の野田市人権施策推進協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（任期の特例）

- 6 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市人権施策推進協議会の委員の任期は、第15条の規定による改正後の野田市人権施策推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成22年9月30日野田市条例第27号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）から（７）まで 略

（８） 第４条、第５条、第１７条及び第１９条の規定 平成２５年７月１日

附 則（平成２５年６月２８日野田市条例第３１号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年９月２５日野田市条例第１３号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成十二年十二月六日）

（法律第百四十七号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。